

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利

——再建期における理解について——

松澤 幸太郎

はじめに

第一章 議会における市民権・市民的権利

第一節 修正第一五条

第一項 下院案についての下院での議論

第二項 下院案についての上院での議論

第三項 上院案についての議論

第二節 主要な市民的権利法

第一項 一八七〇年執行法

第二項 一八七一年 *Ku Klux* 法

第三項 一八七五年市民的権利法

第三節 その他の立法

第一項 市民権に係わる立法

第二項 市民的権利に係わる立法

第四節 制定法集 (*Revised Statutes*) における市民権

市民的権利

第一項 市民権に関する条文

第二項 裁判所における市民権・市民的権利

第一節 *Slaughter-House Cases*

第二節 市民権についての判例

第三節 市民権に付随する権利についての判例

第一項 修正第一四条の特権または免除について

第二項 連邦市民権に基づく市民的権利に関する判例

第三章 若干の検討

第一節 市民権について

第二節 市民的権利について

第三節 私見

おわりに

はじめに

合衆国憲法修正第一四条第一節は、合衆国市民権の所在を明らかにした後に、次のことを規定している。

- ・合衆国市民の特権または免除を損なう法律を制定し、或いは施行してはならない
 - ・正当な法の手続きによらないで、あらゆる者の生命、自由、財産を侵奪してはならない
 - ・あらゆる者に対して、法の平等な保護を拒んではならない
- また同条第五節は、連邦議会に適當な法律によって本条の諸規定を施行する権限を与えている。

本条第一節はこれにより、裁判所及び連邦議会の二つの機関によって施行されることになった。本稿においては、本条発効後の再建 (Reconstruction) 期とそれに続く時期におけるこれら二つの機関の動向のうち、とくに市民権及び市民的権利に関するものについて検討する。

まず第一章では、連邦議会の行ったこととして、修正第一五条の制定過程と、この時期に制定された一連のいわゆる市民的権利法と、その他の市民権並びに市民的権利に關係する法律の内容を概観する。次に、当時の市民権及び市民的権利についての理解を通観するために、当時の制定法を法典化し

た制定法集における關係条文をみることにする。

次に第二章では、裁判所の判断をみていくことにする。それにあたっては、まず修正第一四条に連邦最高裁として始めて解釈を加えた Slaughter-House Cases 判決において、市民権並びに市民的権利がそれぞれどのように理解されたかをみる。次にそれらそれぞれに關する最高裁の判断がどのような形で受容されたかを、修正第一四条制定後の初期の判決を検討して明らかにする。

第三章では、第一章、第二章を総括・整理し、若干の検討を試みる。

第一章 議会における市民権・市民的権利

修正第一四条制定後、議会は市民権並びに市民的権利に關連して、次の立法等を行った。

第一節 修正第一五条

連邦議会は、修正第一四条を發議した第三九回議会の次の第四〇回議会において、修正第一五条を發議した。同条は二つの条文からなり、その第一節において合衆国市民の投票権が人種、皮膚の色、ないしは従前奴隷であったことを理由として連邦あるいは州によって否定ないしは制限されない、と

し、第二節において本条を施行する連邦議会の権限について定めたものであった。

本憲法修正案の制定過程においては、上下両院それぞれにおいて異なる案の提案・修正がなされたが、最終的には上院案が採用された。以下それぞれの議院で提案された議案に關する議論をみていくこととする。

第一項 下院案についての下院での議論

一八六九年一月一日、Boutwell 議員は、次の憲法修正案を提案した。

- ・第一節 合衆国市民の投票権は、それらの市民の、あるいはそれらの市民の属する集団の人種、皮膚の色、または従前奴隷であった事実を理由として連邦ないしは州により否定あるいは制限されることはない。
- ・第二節 連邦議会は適當な法律によって本条を施行する権限を有する。

Boutwell 議員は本案に關し、次の説明を加えている。

・本案は連邦議会によって行われてきた一連の連邦再建策の一つであり、これにより、人種等の差別なく、選挙する権利 (privilege of the elective franchise) をすべての者に認めることができれば、連邦及び州政府を共和的平等に基

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

礎づけることができることになる。

我々の目的とするところは、この国のすべての成人男性市民による普通選挙を実現することである。

・本案の下でも財産、あるいは教育に基づく選挙人資格の制限は認められる。

本修正案に賛成の者の主張は、概要以下の通りである。

いかなる者も、その身体ないしは財産を守るための手段を有しない共同体内に居ては安全であるということはできず、その保護のために政府は自己防衛の権利と投票権を人民に与えなくてはならない。

・有色人種に属する者 (colored man) は、ほかの合衆国市民と等しく合衆国市民であり、合衆国政府はもはや白人の政府ではなく、人民の政府なのであるから、彼らにも投票権が与えられるべきである。

・正當な政府は、その権威を被治者の同意により得るのであり、その被治者の同意は公平な投票権がそれらの者に与えられることによって得られるのであるから、市民の投票権を否定することは許されない。

・人種ないしは皮膚の色によって市民の選挙権を否定することは合衆国の共和政体の原理に反するものである。

本修正案に反対の者の主張は、概要以下の通りである。

合衆国において認められる共和政体は特定のものではなく、それが共和制である限り、各州は政体の選択をすることが認められているのであり、州がすべての市民に投票権を認めていないからといって、当該州が共和政体ではないということはできない。⁽¹⁴⁾

市民権を有することは当然に投票権を有することを意味するわけではない。⁽¹⁵⁾

本案に対してはいくつかの修正が提案された。⁽¹⁶⁾

まず、一八六九年一月二三日、Brooks議員は全二節からなる修正を提案した。この修正の第一節は、「合衆国市民のいかなる者も、合衆国ないしは州によって、人種、性別、出自 (nativity)、一二歳以上である場合における年齢、皮膚の色、ないしは従前奴隷であったことに基づいて、投票権を否定あるいは制限されることはない。」とする趣旨のものであった。⁽¹⁷⁾

また、一月二九日に Shellabarger 議員が、「いかなる州も、二一歳以上の健全な (sound mind) 男性合衆国市民にたいし、法の定めるところに従い実際に居住する州で行われるすべての選挙において、当該市民が合衆国に対する謀反あるいは反逆行為に関与し、または反乱罪、重大な犯罪 (felony)、その他の破廉恥罪により以前に処罰されたことがある、ない

しは向後それらに該当することをしたことを理由とする場合を除いて、その平等な投票権を否定するないしは制限する法を制定・執行してはならない。」とする内容の修正を提案した。⁽¹⁸⁾

さらに同日、Bingham 議員が、「いかなる州も、当該州の定める選挙人登録に関する法に従うことを条件として、二一歳以上の健全な男性合衆国市民にたいし、選挙に先立つ一年現実に居住する州において行われるすべての選挙において、当該市民が向後謀反あるいは反逆行為に関与し、または反乱罪やその他の破廉恥罪により処罰された場合をのぞいて、その平等な選挙権を否定するないしは制限する法を制定・執行してはならない。」とする趣旨の修正を提案した。⁽¹⁹⁾

いずれの修正も、本案が、人種、皮膚の色、従前奴隷であったこと以外の点について州に広い投票資格設定権限を認めることになることを修正するためのものであった。

また審議に際し一部からは、特に選挙権享有の制限について
 ・財産及び教育水準に基づく投票権の制限も認められるべきではない。⁽²⁰⁾

・政府に忠誠を、他者の統制の下にあるのではない者は、財産、知性、人種、出自、性別に係わらず、等しく、法の制定および執行に意見を述べられなくてはならない。⁽²¹⁾

ということが指摘された。

これらの議論、修正提案にもかかわらず、最終的に本憲法修正案は、提案時のままで可決され、上院に送付された。⁽²²⁾

第二項 下院案についての上院での議論

一八六九年一月三〇日、本憲法修正案は上院法務委員会に送付された。⁽²³⁾ 二月三日、同委員会は、条文第一節を

「合衆国市民の選挙権および被選挙権は、人種、皮膚の色、従前奴隷であったことにより否定ないしは制限されないものとする。」

とし、選挙権のみならず、被選挙権もその対象とするものに修正し、上院に提出した。⁽²⁴⁾

上院法務委員会案に賛成の者の主張は概要以下の通りである。

・正当な政府は、被治者の同意を基礎とするものであり、有色人種に属する者が合衆国において市民とされ、その法に服するのならば、当該法の立法と執行に関与できなければならぬ。⁽²⁵⁾

・黒人は、南北戦争の結果、市民となったのであるから、選挙権を享有すべきである。⁽²⁶⁾

・黒人が徴税の対象とされるのならば、それらの者は徴税を

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

行う統治者を選択できなくてはならない。⁽²⁷⁾

・黒人にとってのみならず白人の発展にとっても、黒人の道徳的、教養的、物質的な意味での発達が必要である。⁽²⁸⁾

・本修正案が成立すれば、旧反乱州において黒人選挙権が否定されることを防げられる。⁽²⁹⁾

・黒人が多数存在し、未だ投票権を取得していないところにおいて、本修正案が成立することによって、(黒人が投票権を取得することから) 黒人によって引き起こされる可能性のある反乱等の危険を防ぐことができる。⁽³⁰⁾

・黒人が投票権を取得することによって、これらの者に関わる問題を政治の場面からはずすことができる。⁽³¹⁾

・投票権を保有することによって、黒人はその市民的権利を享受することができるようになる。⁽³²⁾

・本修正案が成立することによって、黒人選挙権についてはすべての州が等しい立場に立つことになる。⁽³³⁾

・本修正案によって、選挙権を享受するのは、北部州に住む従前より自由であった者で、教育を受けた者なので、奴隷制から解放された者に選挙権を与えることを想定しての批判は当たらない。⁽³⁴⁾

・選挙権行使には、知性と教養が前提とされ、黒人はそれに欠けるので、選挙権を認められないということが、本修正案に反対する理由としてあげられるが、知性と教養は人種

の属性ではなく、個人の属性であり、また、それらを備えているとしても、女性などには選挙権を認めないものであるから、この批判は失当である。⁽³⁵⁾
 ・被選挙権を一定の人々にのみ認める州法は、それ以外の者の選出を認めないという意味で、個人の、そして人民 (people) の権利を制限するものであり、このような制限を排除することは、すべての者のそれらの権利を保障することになる。⁽³⁶⁾

上院法務委員会案に反対の者の主張は概要以下の通りである。

- ・本修正案は、州を排除して連邦議会に選挙を運営する権限を与えるもので、認められない。⁽³⁷⁾
- ・共和制政府にとって、選挙人資格を決定する権限は根本的なものであり、本修正案は州のその権限を否定するものであるから、州に共和政体を保障する連邦憲法に反するものである。⁽³⁸⁾
- ・州政府に係わる州憲法の下で行われる選挙について憲法修正を提案することは、州政府の構成に係わることであるから、認められない。⁽⁴⁰⁾
- ・選挙権行使には、知性と教養が前提とされ、黒人はそれに欠けるので、選挙権を認められない。⁽⁴¹⁾

と、課税されていないインディアンは市民と見なされない」という文言を付け加えるものだった。⁽⁴²⁾
 Fowler 議員の提案は、「すべての二一歳以上の連邦に加盟する州に居住する合衆国市民は、その居住する州 (投票に際して求められる居住期間は各州で定められることとする) で行われるすべての選挙において、当該市民が謀反あるいは反逆行為に参与し、または反乱罪やその他の破廉恥罪により処罰された場合をのぞいて、平等の投票権を有することとする。」とするものだった。⁽⁴³⁾

Sawyer 議員の提案は、「一方で二一歳以上の健全な男性合衆国市民に選挙権と被選挙権を保障し、他方ですべての男性合衆国市民に公平に適用される限りにおいて、州に選挙人・被選挙人資格決定権限を認めるものであった。」

Pomeroy 議員の提案は、合衆国市民の選挙権・被選挙権は、すべての市民に平等に適用される理由以外の理由に基づいては、連邦ないしは州によって否定ないしは制限されることはない、とするものであった。⁽⁴⁵⁾

二月四日に Warner 議員は、「合衆国市民の選挙権および被選挙権は、財産、人種、皮膚の色、従前奴隷であったことに基づいて否定ないしは制限されることなく、二一歳以上の健全な男性合衆国市民は、選挙に先ずる一カ年実際に居住している州において行われるすべての選挙において、向

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

・本修正案は劣等人種に選挙権を与え、これまでに形成されてきた連邦共和制をくつがえすものである。⁽⁴²⁾
 ・本修正案は連邦に主権を認め、それを構成する州の自己統治権限を廃するものである。⁽⁴³⁾
 ・黒人に選挙権を与えないことから問題は生じていない。⁽⁴⁴⁾

上院法務委員会案に対しては、いくつかの修正が提案された。⁽⁴⁵⁾
 まず、一八六九年二月三日に Williams、Howard、Corbett、Fowler、Sawyer、Pomeroy 各議員からそれぞれ次の修正が提案された。⁽⁴⁶⁾

Williams 議員は、上院法務委員会案の「市民」の語の前に、「生来的 (natural-born)」の語を挿入する修正を提案した。同議員は本修正提案について、California、Oregon 両州において中国人及び日本人の政治参加が統制されることを認めることを意図しているもの、と説明している。⁽⁴⁷⁾
 Howard 議員の提案は、「アフリカ系合衆国市民は、他の市民と同じく、選挙権と被選挙権を有することとする。」とするものだった。本提案に関し同議員は、上院法務委員会案は連邦議会に選挙人・被選挙人資格を決定する権限を認めているが、これは望ましくないもので、本提案を提出する、と説明している。⁽⁴⁸⁾

Corbett 議員の提案は、「合衆国で出生していない中国人後合衆国に対する謀反あるいは反逆行為に参与し、または反乱罪、重大な犯罪 (felony)、その他の破廉恥罪により処罰されたことを理由とする場合をのぞいては、平等な選挙権を有することとする。」とする趣旨の修正を提案した。⁽⁴⁹⁾
 また、同日 Williams 議員は、連邦議会は、州の憲法あるいは法律によって課された、選挙権及び被選挙権に対するいかなる制限も廃止するなしいしは変更する権限を有する、とする修正を提案した。⁽⁵⁰⁾

二月八日に Davis 議員は、上院法務委員会案に、「連邦議会は合衆国憲法の修正を提案する権限を有するのみであるので、本条は各州の憲法によって構成される州政府の基本原則と構造に影響を与えるものではない。」という文言を付け加えることを提案した。⁽⁵¹⁾

同日 Wilson 議員は、「いずれの州においても、合衆国市民の選挙権および被選挙権の行使に関し、人種、皮膚の色、出自、財産、教育水準、信条に基づく差別はなされてはならない。」とする修正を提案した。⁽⁵²⁾

また同日 Drake 議員は、「いずれの合衆国市民も、人種、皮膚の色、従前奴隷であったことに基づいて、連邦ないしは州により、その選挙権および被選挙権を否定されることはない。」とする修正を提案した。⁽⁵³⁾
 同議員は、本修正提案について、選挙権・被選挙権は、合衆国市民であることに基づいて

当然に認められるものではなく、法律によって認められる権利であることと、問題の憲法修正の目的は、人種等によって選挙権、被選挙権の行使が阻害されないことにあることを明らかにするためのもの、と説明している。⁽⁵⁷⁾

二月九日に Sumner 議員は、全五節からなる修正を提案した。第一節は合衆国内における人種ないしは皮膚の色に基づく選挙権・被選挙権の否定・制限を禁じ、それに反する州憲法、州法等の無効を宣言するものであった。第二節は、人種ないしは皮膚の色に起因して、選挙に際して選挙人登録、投票、投票を受けること、ないしは当選者として選ばれることを意図的に妨げた者は処罰されるとし、第三節は、人種等に起因して、意図的に、選挙人登録、立候補者登録等選挙の効果に係わる行為を行うことを拒んだ者の処罰について、第四節は、本条に係わる事件の裁判管轄について、第五節は、本条で保障される市民権に付随する権利 (the rights of citizenship) が、人種等に起因して侵害された場合には、いかなる者に対しても訴訟を提起することができるとしていた。⁽⁵⁸⁾

個別の論点としては、選挙権制限の基準についてと、「合衆国市民」という文言を入れるかどうか、ということが議論された。

前者の選挙権制限の基準については、一般論としては

ある⁽⁵⁶⁾。
ということが指摘されている。

また、これらの主張とは別に、上院法務委員会案では、人種等に基づく選挙権享有の差別を禁じるだけであり、その結果、それ以外の基準による差別を許容することになる、ということが指摘された。⁽⁵⁶⁾

後者の「合衆国市民」という文言を入れるかどうかについては、Sumner 議員が上院法務委員会案からこの文言を削除することを提案した際に議論され、当時の帰化法⁽⁵⁷⁾においては白人のみが帰化できるとされていたこととの関係で問題とされた。

この点については、特に中国人の扱いが論点とされ、
・ 独立宣言においては、その内容が中国人に適用されることもされないともされていない。⁽⁵⁸⁾
・ いかなる者であっても、その者の労働により合衆国の繁栄に貢献する者ならば、それらの者を受け入れられ得るよう⁽⁵⁹⁾にすることは望ましい。⁽⁶⁰⁾
・ という点が指摘されたが、これに対しては、

・ 独立宣言が成立した当時、合衆国市民以外に対してその適用が考えられていたとは思われない。⁽⁶¹⁾

・ 中国人の政治的影響力の拡大に対しての対策が必要である。⁽⁶²⁾

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

・ 後天的に獲得可能なものでないものを基準としてはならない。⁽⁵⁹⁾
・ 選挙権享有からの排除の基準には、人種、財産、信条、出自、教育水準があげられるが、これらによる基準設定から生じる問題を解決するためには、二一歳以上の男性合衆国市民は、犯罪等への関与を理由とするのでない限り、選挙権を享有し、州はこれらの基準によって、いかなる者も選挙権享有から排除することはできない、と規定する必要がある。⁽⁶⁰⁾

・ 州が、年齢、居住、性別以外によって市民を差別することを認めるべきではない。⁽⁶¹⁾

・ ということが指摘された。また、個別の点に関しては

・ 女性の選挙権は、それを認めないことは問題であるが、現実の政治状況からして、認められ得ない。⁽⁶²⁾

・ 州は皮膚の色、財産、知性、合衆国憲法を読むこと、その他諸々のことを、選挙人資格の条件とできる。⁽⁶³⁾

・ 人種、皮膚の色、財産の保有を選挙権享有の基準とすることは認められないが、教育水準をその基準とすることは、

・ 無知・蛮行から自由を確保するために必要である。⁽⁶⁴⁾

・ 一般的に正当な政府の基礎は、被治者の同意に由来し、選挙権も広く認められなくてはならないが、この原則の例外として、年齢、性別、人種による制限は認められるべきで

ということが述べられた。⁽⁷³⁾

以上の議論、修正案提出の結果、最終的に二月九日、Wilson 議員の修正案が上院法務委員会第一節に代えられ、採決により承認された後、下院に送付された。⁽⁷⁴⁾
下院は、一八六九年二月一〇日それを受け、同一五日審議したが、上院の修正を受けたこの案に同意せず、両院協議会を開くことを提案した。⁽⁷⁵⁾

これに対し上院は同一七日からこの件に関し審議した。⁽⁸¹⁾ 上院は下院案に対する上院の修正を撤回した上で、オリジナルの下院案への同意を諮ったが、これも可決には至らず、下院案は廃案とされた。⁽⁸²⁾

その後、同日上院は、かねてより審議過程にあった上院案を再び上程した。⁽⁸⁴⁾

第三項 上院案についての議論

上院案は、一八六九年一月一五日に、上院法務委員会から提案された。⁽⁸⁵⁾ 本案は、「合衆国市民の選挙権・被選挙権は、人種、皮膚の色ないしは従前奴隷であったことを理由として、連邦あるいは州により、否定ないしは制限されてはならない。また、連邦議会は適当な法律によって本条を施行する権限を有する。」というものであった。⁽⁸⁶⁾

本上院案審議は、同一二八日、二九日に行われ、一旦休止し

た後、二月一七日に行われた。提案者である Stewart 議員は概要次の通り、提案趣旨を説明した。⁽⁸⁷⁾

・ 本案は、南北戦争の、また奴隷制を廃止したことの論理的帰結として、合衆国憲法に対してなされなくてはならない修正を提案するものである。

・ 本案のような方法によってのみ、奴隷制を現実に排除することができ。

審議に際し示された見解においては、

・ 連邦政府の基礎にある理想を実現するために、市民に平等の権利を認め、合衆国にいる者すべてが、その権利の行使によって保護されるようにするべきである。⁽⁸⁸⁾
とされる一方で、

・ 人民選挙 (manhood suffrage) の実現という目的は是認できるが、その実現は憲法修正によってではなく、各州の人々にゆだねられるべきである。⁽⁸⁹⁾
という見解も主張された。

上院案に対しては、いくつかの修正が提案された。⁽⁹⁰⁾

二月一七日、Howard 議員は、選挙権・被選挙権が、連邦により否定ないしは制限されてはならない、とする趣旨の部分を削除することを提案した。⁽⁹¹⁾ この提案について同議員は、この部分があることにより連邦が人種等以外の基準によって、

選挙権・被選挙権の享有を制限する権限があると解され得る、と説明している。⁽⁹²⁾ これに対しては、Edmunds 議員からコロンビア特別区等で連邦議会は直接的に選挙権等に関しての立法を行うので、この文言は残すべきである、ということが指摘された。⁽⁹³⁾

同日 Doilite 議員は、公平な陪審により判決が下されていない犯罪によって選挙権・被選挙権が奪われることはない、とする修正を提案した。本提案について同議員は、test oath⁽⁹⁴⁾ に基づく市民の選挙権からの排除を廃止するため、と説明している。⁽⁹⁵⁾

なお、この他に、選挙権制限の基準については、次のことが指摘された。

・ 女性の選挙権享有を制限すべきではない。⁽⁹⁶⁾
・ 選挙権の享有は、人であることに基づいて認められるべきであり、性別により区別されるべきではない。⁽⁹⁷⁾

以上の議論、修正案提出の結果、一八六九年二月一七日、最終的に上院は修正なく上院案を可決して、下院に送付した。⁽⁹⁸⁾

下院は、この案を同二〇日から審議し、Shellabarger Logan、Bingham 各議員がそれぞれ修正を提案した。⁽⁹⁹⁾ このう

ち、Bingham 議員の修正は、連邦に関する部分を削除し、出自、財産、信条による差別を禁じる文言を挿入するもので、最終的にこの修正を経たものが可決された。⁽¹⁰⁰⁾

下院の決定は二月二日に上院に送付され、⁽¹⁰¹⁾ 上院は同日及び翌二三日下院で修正された上院案を審議した。上院は、下院の修正に同意せず、下院に対して両院協議会を開くことを提案した。⁽¹⁰²⁾

同月二十五日、上下両院で両院協議会案が提案された。⁽¹⁰³⁾ 同案は下院修正を受ける前の上院案から被選挙権の保障に関する部分を削除したもので、現行修正第一五条と同一のものであった。⁽¹⁰⁴⁾ この両院協議会案について、下院は議論することなく、可決した。⁽¹⁰⁵⁾ 上院においては、次の点が指摘された。⁽¹⁰⁶⁾

・ 本案は、有色人種に属する者 (Colored man) に投票権を与えるものではない。⁽¹⁰⁷⁾
・ 本案は、黒人に関する選挙権問題を解決するものではなく、それを先送りするものである。⁽¹⁰⁸⁾

・ 本案は、被選挙権 (right to hold office) を保障するものではない、と多くの議員が理解している。⁽¹⁰⁹⁾

二月二十六日、上院は両院協議会案を可決し、⁽¹¹⁰⁾ 同案は州の批准に付され、最終的に一八七〇年三月三〇日、発効した。⁽¹¹¹⁾

第二節 主要な市民的権利法

連邦議会はこの時期に、修正第一四条及び修正第一五条を実施するためのいくつかの市民的権利に関する法律を制定した。⁽¹¹²⁾

第一項 一八七〇年執行法 (The Enforcement Act of 1870) 連邦議会は、一八七〇年五月三十一日、一八七〇年執行法を制定した。⁽¹¹³⁾ 同法は、全二三条からなり、修正第一五条の執行に関する条文と、一八六六年市民的権利法の再規定等に関する条文からなっていた。⁽¹¹⁴⁾ 詳細には

・ 第一条は、合衆国市民は、人種、皮膚の色、従前奴隷であったこと等にかかわらず、州、属領、郡、学区、地方公共団体等で行われる選挙において、投票することが認められる、とし、合衆国市民の投票権を宣言した。

・ 第二条から第五条までは、投票に際しての事前手続および実際の投票に対しての妨害に関する処罰について定めていた。具体的には、第二条は、投票の前提として州等の憲法あるいは法律上必要とされる手続があり、その手続をするべき公務員等が定められている場合に、それらの者は、当該手続をするのに際し、すべての合衆国市民に対して同一かつ平等な機会を保障し、人種、皮膚の色、ないしは従前奴隷であったことにかかわらず、投票できるようにしなく

てはならない、とし、それをしない場合の罰則を定めていた。第三条は、投票の前提とされる手続が公務員等の不正な行為によってなされなかつた場合には、合衆国市民によつて当該手続は行われたものとみなされ、当該市民は投票権を行使できるとするとし、その投票を拒否した選挙管理者等は罰せられると定めていた。第四条は、暴力、賄賂、脅迫等によつて、投票の前提とされる手続を妨げる、あるいは妨げることを謀議した者は、処罰されることを定めていた。第五条は、合衆国憲法修正第十五条で投票権が保障される者が実際にそれを行使することを妨げた者の処罰について定めていた。

第六条は、複数の者が、合衆国憲法及び連邦法上保障される権利及び特権の市民による自由な行使ないしは享有の阻止を意図して謀議し、ないしはそれを実行した場合の、それらの者に対する刑罰に関する規定であつた。

第七条は、第五条及び第六条の規定に反する行為がなされた場合には、当該行為がなされた州の法で規定されるのと同一の刑罰によつて処罰される、とした。

第八条から第一三条までは、本法執行に関する手続規定であつた。

第十四条及び第十五条は連邦憲法修正第十四条第三節の執行について規定であつた。

・ 第一九条から第二三条までは選挙における不正に関する規定であつた。

また、本法において特に注目すべきなのは、第一六条、第一七条、第一八条の各条文である。これらは合衆国内にいる者の権利保障に関する条文で、まず第一六条は「すべての合衆国の管轄権下にある者は、連邦に属するすべての州並びに属領において、契約を締結し、訴訟を提起し、訴訟の当事者となり、証拠を提出し、また、白人市民によつて享受されるすべての個人と財産の保障のための法と手続の完全かつ平等な利益を享受し、さらに、それに反する法、規則、命令、慣習にかかわらず、同様の刑罰、罰金、税金、許認可、負担金 (exaction) のみ受けることとする。いかなる州によつても、すべての外国から移住してきた者に平等に課されることのない税金あるいは負担は、ある外国から移住してきた者に対し、課されることはないものとする。また、この規定に反する州法は無効とする。」としていた。

さらに第一七条は、外国人であること、あるいは外国人の人種、皮膚の色を理由として前条に定める権利を侵害した者の刑罰について定め、第一八条は、一八六六年市民的権利法を再規定し、前二条の保障が同法に従つてなされるとするものであつた。

これらのうち第一六条は、当初別の法案として上院に上程

されていたが、修正により、本法において規定されることになつた。当初の法案の提案者であり、またこれらの条文を本法に付加することの提案者でもある Stewart 上院議員は、これらが、一八六六年市民的権利法の保障対象を外国人に拡大することを意図したものである、と説明している。

同法は、翌一八七一年、一八七一年執行法 (The Force Act of 1871) によつて修正・補正された。一八七一年執行法は全一九条からなり、連邦議會議員選挙に係わる連邦公務員及び連邦裁判所の権限と選挙における不正に関する処罰を定めたものであつた。

第二項 一八七一年 Ku Klux 法

一八七一年四月二〇日、連邦議会は、南部州における生命と財産に対する危険への対策のための立法を求める大統領の教書を受けて、いわゆる Ku Klux 法を制定した。

同法は全七条からなり、

・ 第一条は、合衆国の管轄権の下にある者に合衆国憲法により保障される権利、特権及び免除を、州の法律、規則等に基づいて侵害した者は、連邦裁判所において、一八六六年市民的権利法及びその他の連邦法の定める手続に従い、賠償の責任を負うこととした。

・ 第二条は、一八七〇年執行法第六条をより詳細に規定した

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

もので、同第六条規定の内容に加え、処罰の対象とされる行為が具体的に規定された。そこにおいては、あらゆる者の法の下での平等な保護と平等な特権及び免除の享有を侵害するために謀議することがその行為に該当するとされる一方で、合衆国市民の正当 (due) かつ平等な法の保護を侵害することを意図して、州及び属領における正当な裁判過程を阻害することを謀議すること、合衆国市民が大統領等の選挙人選出に際して投票権を行使するのを暴力あるいは脅迫等により阻止する、あるいはそれを行使したことを理由に危害を加えるために謀議すること、もその行為に当たるとして規定された。また、同条後半部分ではこれらの謀議に加わつた者がそれを実行に移し、それによつてあらゆる者の身体ないしは財産に損害が生じ、あるいは合衆国市民の権利あるいは特権の享有ないしは行使が侵害された場合には、それらの損害を受けた者は、連邦裁判所で、損害賠償を請求できるとしていた。

・ 第三条及び第四条は大統領の本法執行権限について、第五条は本法に関する裁判における陪審員の適格条件について、第六条は本法第二条の定める行為を看過した者の責任について、第七条は本法とそれまでに制定された法律との関係について定めていた。

第三項 一八七五年市民的権利法

(The Civil Rights Act of 1875)

一八七五年三月一日、連邦議会は一八七五年市民的権利法を制定した。本法は、全五条からなり、まずその前文においては、正当な政府にとってすべての者の法の下の平等は根本的なものであり、その人民に対して、出自、人種、皮膚の色、宗教的、政治的信条にかかわらず平等かつ適切な正義を提供することは政府の責務であり、この偉大なる根本原理を法とすることは立法の適切な目的である、と宣言した。

次に第一条においては、合衆国管轄権の下にあるすべての者は、宿泊施設、公共輸送機関、劇場等において、法によって定められ、あらゆる人種、皮膚の色の市民に、従前奴隷であったこと等にかかわらず、等しく適用される条件や制限による場合を除いては、完全かつ平等にその便益を享有する、とした。

続く第二条においては、前条の保障が侵害された場合の刑罰と損害賠償請求について定め、第三条では、本法に係わる訴訟の管轄権が連邦裁判所にあることを定め、第五条は特に最高裁の本法に係わる訴訟の管轄権に関して定めた。

第四条は、いかなる市民も、人種、皮膚の色、あるいは従前奴隷であったことに基づいて、連邦あるいは州の裁判所

において陪審員となることを妨げられないことを定めた。

第三節 その他の立法

前述の市民的権利法の他に、この時期に連邦議会は以下の市民権及び市民的権利に係わる法律を制定している。

第一項 市民権に係わる立法

市民権に係わる主要な立法は次の通りである。

① 市民権放棄法 (Act of July 27, 1868)

② 帰化法改正法 (Act of July 14, 1870)

③ 中国人排除法 (Chinese Exclusion Act of 1882)

①の市民権放棄法は、その正式名称からも明らかのように、外国における合衆国市民の権利に関する法律で、その内容は、市民権放棄の権利 (rights of expatriation) が人民の自然かつ固有の権利であることを宣言し、合衆国に帰化した者は、それによって従前の国籍を喪失し、合衆国市民になるということを明らかにすることにあった。本法は、全三条からなり、第一条は市民権放棄を否定ないしは制限する合衆国連邦政府官憲の宣言、命令、決定等は合衆国政府の基本原則と相反するものであることを宣言し、第二条及び第三条は連邦政府による外交保護権行使について定めていた。

②の帰化法改正法は、それまでの帰化手続を改正するもの

であったが、その第七条によりアフリカ出自の外国人についても、帰化が認められることになった。

③の中国人排除法は、連邦議会の制定した、人種を基準とする最初の入国規制のための法律であった。本法は、第一条において中国人労働者の米国への移民を一〇年間禁止することとし、第一四条では、中国人の帰化を禁じた。

第二項 市民的権利に係わる立法

市民的権利に係わる主な立法は次の通りである。

① コロンビア特別区平等権法 (Act of March 18, 1869)

② 属領不動産所有法

(Ownership of Real Estate in the Territories)

①のコロンビア特別区平等権法は、コロンビア特別区において適用される法律等及びワシントン及びジョージタウン市において適用される条例等に存在していた「白人 (white)」の文言を一括して削除するもので、これにより、当該地域の選挙人の権利、公職に就く権利、陪審員になる権利に対して、この文言に基づいて、課されていた制限が排除されることになった。

②の属領不動産所有法は、条約等で別異の定めのある場合を除いて、合衆国市民でない者、合衆国市民となることを宣言していない者は、合衆国の属領並びにコロンビア特別区に

において、不動産の取得及び保有が禁じられる、とした法律であった。

第四節 制定法集 (Revised Statutes) における市民権・市民的権利

市民的権利

一八六六年連邦議会は、大統領にすべての連邦法を再編纂する委員会を設立する権限を認めた。一八七四年にその編纂は完成し、一八七八年に修正を受け、制定法集が完成した。この制定法集は、若干の例外を除いて、一八七四年までに制定された連邦法の公定版とされた。

本制定法集は全七四編、全五六〇一条、一〇八五頁からなり、採録されている条文のうち、市民権及び市民的権利に関するものは次の通りである。

第一項 市民権に関する条文

市民権取得及び喪失等に関する条文は、本制定法集の第二五編「市民権 (citizenship)」、第二九編「移民 (immigration)」、第三〇編「帰化 (naturalization)」に収録されている。

第二五編は、全一〇条、第一九九二条から第二〇〇一条までからなり、特に注目すべきは次の条文である。

・ 第一九九二条は、課税されないインディアンを除く、合衆国で出生し、外国の管轄の下にない者は、合衆国市民とす

る、とし、第一九九三条は、合衆国の管轄権の外で、合衆国市民である父親の子として出生した者は、合衆国市民とする、とし、出生による合衆国市民権の取得について規定している。^(註15)

・第一九九四条は、合衆国市民と婚姻した、ないしは自身が合法的に帰化した女性は、市民とされる、とし、女性の市民権の取得について定めた。

・第一九九六条から第一九九八条までにおいては、徴兵回避をした者は市民たる権利 (rights of citizenship) と、市民権を取得する権利 (right to become citizens) を失う旨が定められている。また、本条においては、これらの者は、合衆国の下で公職に就くことも認められまいとされている。

・第一九九九条は、国籍離脱の自由について定めている。^(註16)

・第二〇〇〇条は、外国において合衆国に帰化した者に、生来的市民と同様の外交保護が与えられることを定めている。

第二九編は、全七条、第二一五八条から第二一六四条までからなり、そのうち注目すべきは、第二一六四条において、州による当該州に外国 (foreign country) から移民してきた者に対するの不平等な移民税の付加が制限されていることである。^(註17)

第三〇編は、全一〇条、第二二六五条から第二二七四条ま

でからなり、そこで注目すべきは以下の点である。^(註18)

・第二一六五条は、一般的な帰化の手続きについて定めており、そこでは帰化条件として、①合衆国市民となり、合衆国以外の国 (foreign prince, potentate, state, or sovereignty) への忠誠 (allegiance) を放棄する明確な意思を宣誓により宣言すること、②合衆国憲法を遵守することを宣言すること、③手続開始までに合衆国内に五年以上、帰化手続を行う裁判所の所在する州あるいは属領に一年以上、善良な素行の者として居住していることが証明されること、④貴族である場合にはその称号を放棄すること、が定められている。^(註19)

・第二一六九条では、本編の規定がアフリカ系外国人にも適用されることを定めている。

・第二一七一条では、いわゆる敵性外国人、すなわち合衆国と交戦状態にある国の国籍を有する者、の帰化が認められないことが定められている。

第二項 市民的権利に関する条文

市民的権利に関する条文は、本制定法集の第二四編「市民的権利 (civil rights)」及び第二六編「選挙権 (elective franchise)」に収録されている。

第二四編は、全一五条、第一九七七条から第一九九一条ま

でからなり、注目すべきは以下の点である。^(註20)

・第一九七七条は、合衆国の管轄下にある者は、各州及び属領において、契約を締結しそれを執行する、訴訟を提起し、ないしはその当事者となる、証人として証拠を提出する、また、個人とその財産の保障のための法と手続の完全かつ平等の便益を白人市民と同じく享受し、また、同様の刑罰、制裁、税金、許認可、開発負担金の徴収にのみ服すこととする、と定めている。また第一九七八条は、すべての合衆国市民は、不動産並びに個人財産の相続、購入、貸借、販売、保有、移転について、白人市民の享受するのと同様の権利を、各州並びに属領において享受する、と定めていた。^(註21)

・第一九七九条は、各州ないしは属領の法律等に基づいて、合衆国市民ないしはその他の者の憲法あるいは法律により保障される権利、特権、免除を侵害した者の民事責任について定めていた。

第二六編は、全三〇条、第二〇〇二条から第二〇三一条までからなり、そのうちの第二〇〇四条は、すべての合衆国市民は、法による別異の定めのない限り、州、属領、特別区 (district)、郡 (county)、市 (city)、教区、町 (township)、学校区、地方公共団体等において行われる選挙において、人種、皮膚の色、従前奴隷であったことに関係なく、それに反する

州あるいは属領の憲法、州法等にかかわらず、投票権が認められると定めた。^(註22)

第二章 裁判所における市民権・市民的権利

次に、この時期における連邦最高裁判所における連邦市民権及び市民的権利の扱いを検討する。

第一節 Slaughter-House Cases

一八七二年連邦最高裁は、Slaughter-House 事件^(註23)を扱った。同事件は、Louisiana州議会が制定した、家畜の集積並びに屠殺の業務を独占的に行う会社の設立に関する法律が、連邦憲法修正第一三条及び同第一四条に反するかどうかが問題とされた事件であった。^(註24)

本件法廷意見は、市民権及び市民的権利に関し、概要以下の通り判示した。

まず、南北戦争後に制定された三つの連邦憲法修正条項について、一般的に

・これらの制定目的は、その制定過程からしてアフリカ系人種に属する者の自由の確保と白人による抑圧からのそれらの者の保護にある。^(註25)

・従って、これらの条文の解釈に際しては、当事者がアフリ

カ系であるかどうかに係わらずこれらの条文は適用されるとしても、その当初の目的には注意を払う必要がある。

とし、修正第一四条第一節第一文の市民権の定義については、修正第一四条の市民権の定義は、*Died Scott*判決を覆し、州の市民権の有無に係わらず、合衆国内で出生しその管轄権の下にある者は、合衆国市民であるとしたものであり、その主要な目的は黒人に市民権を与えることであることは明白である。

ここでいう「管轄権の下にある」とは、合衆国で出生した者のうち、外交官、領事官、ないしは外国の市民あるいは臣民である者を除くことを意図したものである。

修正第一四条はまた、連邦市民権と州市民権の双方を確認し、その区別を確定した。そこでは、州市民になるには当該州に居住することが求められる一方で、合衆国において出生することのみで連邦市民になることが規定された。

とした。次に同節第二文の特権または免除については、本規定で保障されるのは、連邦市民権に付随する特権または免除のみであり、州市民権に付随する特権及び免除は本規定の保障対象ではなく、それらは州政府により保護される。

修正第一四条制定に至るまで、遡及処罰法、私権剥奪法、あるいは契約上の債務を損なうような法律の制定を禁じる以

外には、州市民の特権または免除に関する事項は、連邦の関与するところではなく、州の管轄するところであった。

合衆国市民の特権または免除は侵害されてはならない、と宣言することによって、修正第一四条がこの点を変更し、市民的権利の保障に関する事項をすべて連邦の管轄下におくことにしたとは考えられない。

本件原告主張の権利は州の管轄下にあるもので、その保障も州により与えられるべきものである。

連邦市民権に付随する特権及び免除とは、その存在が連邦政府に由来するもの、あるいは連邦政府の国家的性格(National character)、またはその憲法ないしは法律に由来するものことであり、それらに当たるものとしては、たとえば、政府に請願するために首府に來ること、政府と事業取引をすること、政府の保護を求めること、公務員になること、公務を執行すること、海外との貿易の行われる港湾を利用すること、各州にある財務省支局、国有地管理局、裁判所に行くこと、公海ないしは他国において保護を受けること、平穩に集会を開き請願を行うこと、人身保護令状の特権を享受すること、内海を利用すること、その意思に従って事実上の居住に基づきいずれかの州の市民となると、外国との条約によって市民に付与されるすべての権利を享受すること、修正第一三条及び第一五条の保障する権

利を享受し、また修正第一四条の規定以外の規定が保障する権利を享受すること、があげられる。

この法廷意見に対して、*Field*、*Bradley*、*Swayne* 裁判官が反対意見を述べた。

Field 裁判官は、市民権及び市民的権利について概要次の通り述べている。

修正第一四条は市民権を、州法の規定ないしはその祖先関係によってではなく、出生地によりあるいは帰化した(Adoption) ことにより取得するものとし、また、州市民であることは当該州に居住する連邦市民であることを意味するものであるとした。

修正第一四条により、自由人(Freeman) ないしは自由な市民(Free citizen) として享受する基本的権利、特権、免除は、州市民であることによってではなく、連邦市民であることによって保持されることとされ、その存在は州法によるものでなく、また州法により取り去られ得るものではないとされた。

修正第一四条の定める特権または免除とは、一八六六年市民的権利法の定める権利と、連邦憲法第四条第二節の定める自由な政府の市民の享受する諸権利である。

修正第一四条は同条の定める特権または免除を、州による侵

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

害から保護することを意図し、連邦の保障の下において、*Bradley* 裁判官の主張は概要以下の通りである。

修正第一四条は、連邦市民権の州市民権に対する優位性を規定し、州市民権が連邦市民権から派生するものとした。

合衆国市民は、その望む州に居住することにより、当該州の州市民となり、その他の当該州の州市民と等しく権利を享受し、連邦はその権利の享受を保障することとなった。

一般的に市民権は、空虚な概念ではなく、少なくともこの国においては重要な固有の権利、特権、免除と密接な関係があり、それらが連邦市民権にではなく、州市民権のみ付随するものであるということは、憲法史と人間の権利を狭く不十分にしか理解していないことになる。

連邦市民権には、売買をすること、財産を保有することなどの特権が付随しており、それらは、州市民であるかどうかにかかわらず享受されるものである。

Swayne 裁判官は、合衆国市民の特権または免除とは、生命、自由、財産に対する基本的権利と国家に属することによって享受する権利のことである。

合衆国市民権と州市民権には、それぞれ固有の権利が付随し、修正第一四条の保障の対象とされるのは合衆国市民権に付随するもので、州市民権に付随するものは、私権剥奪

法、遡及処罰法、契約上の債務を損なう法律のそれぞれからの保護以外については、州の憲法、法律、権利章典の保護の下におかれる。

ただし、修正第一四条は、南北戦争の結果として制定されたのであり、その管轄権内にいる者の、理性と正義、社会契約の基本原理によりすべての者が享有する、権利と特権を保障することが本条の意図するところであったのであって、本件法廷意見は、本条を狭く解しすぎているとした。

第二節 市民権について判例

Slaughter-House 事件の法廷意見は、修正第一四条の定義する市民権保有者について、合衆国内で出生し、その管轄権の下にある者は、合衆国市民である、とし、管轄権の下にある、の文言は、外交官、領事官、及び外国の臣民ないしは市民を除くことを意味する、と解されたとした。この「管轄権の下にある」の文言を巡っては、修正第一四条制定以後、実務においていくつかの異なる運用がなされていた。

この市民権保持者の定義について最高裁は、次に Elk v. Wilkins 事件で判断した。本件は、インディアン部族の構成員として合衆国で出生したが、その属するところであった部族との関係を一年以上有せず、完全に合衆国の管轄の下に

あったと主張する原告が、修正第一四条の下で同人は市民とされその特権または免除を享有するにもかかわらず、市議会議員選挙において選挙人としての登録を拒否された、と主張して訴訟を提起したものであった。

本件法廷意見は、原告が修正第一四条第一節の意味での合衆国市民であるかどうか問題である、とした上で、この点につき概要以下の通り判示し、原告の市民権の存在を認めず、その主張を退けた。

インディアン部族は異なる政治的共同体を構成しており、その構成員は直接の忠誠 (allegiance) をその部族に負っており、合衆国人民 (people of the United States) の一部を構成するものとはされてこなかった。

インディアン部族の構成員の地位は、合衆国の何らかの行為ないしは同意なく、その意思により放棄されることはできず、インディアン部族の構成員は、条約により市民とされる、ないしは帰化するのではなくしては、合衆国市民とはなれない。

修正第一四条は、完全に合衆国の政治的管轄権の下にあり、直接の忠誠を合衆国に負うことをもともとめており、出生の時にそうでない者は、帰化によるのでない限り、合衆国市民とはなれない。

合衆国の領域で出生し、その忠誠をその属する部族に負う

インディアンは、修正第一四条のいうところの意味での「合衆国で出生し、その管轄権の下にある」ということにならないのは、同条第二節の規定において、課税されないインディアンが下院議員配分に際しての人口に含まれないとされていることからいえる。

インディアンは、一八六六年市民的権利法の合衆国市民権保持者に関する規定においても、そこから除かれている。これに対して、Harlan 裁判官は、概要次の反対意見を述べた。

原告が課税の対象とされていることは明らかであるところ、連邦憲法第一条第二節第三項から、多くの州において、どの部族の構成員でもない、課税の対象とされる、州人民の一部を構成するインディアンがいたことは、あきらかであり、この文言は修正第一四条においても採用され、そこでは、課税対象とされるインディアンは下院議員配分基数の人口に含まれるとされている。

一八六六年市民的権利法の規定は、どの人種に属するものであっても、合衆国領域内で出生し、外国の管轄権の下にない者に、連邦市民権を与えるものであり、これによって、各州に居住し、課税の対象とされるインディアンは、出生の時にはある部族に属していたとしても、合衆国市民とされると解される。

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

一八六六年市民的権利法の制定過程をみても、同法は、部族関係を有せず、連邦の管轄権の下で、州ないしは属領の住民となったインディアンに連邦市民権を付与することを意図していたといえ、この考えは修正第一四条においても放棄されたとは思われない。

修正第一四条の制定過程において、本条が、その出生の時に完全に合衆国の管轄権の下にあるインディアンにのみ合衆国市民権が認められる、としたとする理解を正当とするものはない。

最高裁はこの点につき、次に United States v. Wong Kim Aik 事件で扱った。

本件は、中国系中国臣民の子として米国で出生し、米国にドミサイルを有する者が、中国人排除法に基づき米国への帰来を拒否されたことに対して訴訟を提起したものである。

本件法廷意見は、Slaughter-House 事件並びに Elk v. Wilkins 事件について、それぞれ本件とは無関係であるとし、概要以下の通り判示し、原告の市民権の保有を承認した。

本件で問題となる修正第一四条の市民権の定義は、憲法の制定者がそれに従ったと思われるコモン・ローの用語法に従って解釈されるべきと思われる。これによれば、外国の大使の子、敵性外国人の子、敵軍による領域占領下で出生した子を除いては、その親が外国人であるかどうかにかか

わらず、国の領域内で出生した者は、それにより、生来的臣民とされている。

このコモン・ローの原則は、英国統治時代から独立後を通じて、合衆国においても適用されている。

国際法上、子の国籍は親の国籍に従うとされている、とする学説があるが、修正第一四條制定当時に、出生地に基づく市民権付与という古くからの基準と矛盾する、文明国に承認された、一般原則があったとは思われない。

また、すべての独立した国家が、その憲法あるいは法律の定めるところに従い、市民権保有者を決定することは国家の固有の権利である、ということには疑義がない。

修正第一四條の文言及び制定時の歴史状況からして、本条の市民権の定義は、市民権に関する新たな制限を加えることを、あるいは、合衆国内で出生したことにより従前であれば市民権を取得していた者についてそれを制限することを、意図したものではない。

従前制定されてきた帰化法においては、合衆国内に居住している外国人は「合衆国の管轄権の下にある」者として扱われ、国外に居住する合衆国市民は「合衆国の管轄権の外にある」者として扱われてきた。

修正第一四條の市民の定義が、他国の市民ないしは臣民から合衆国で出生した者は除くものと解すると、従前市民と

して扱われてきたヨーロッパ各国の国籍を有する親から出生した多くの者の市民権保有を否定することになる。

一八六六年市民的権利法並びに修正第一四條の制定過程を検討しても、中国臣民から出生した子は合衆国市民となる、と解されていたと理解できる。

議会の制定した中国人排除法は、修正第一四條の意義を変更するものではなく、むしろ同法は修正第一四條の意義に沿って解釈されなくてはならず、また、出生により取得される市民権は、憲法の定める条件の下での出生によって取得されるものであり、議会による「帰化」は要しない。

修正第一四條は連邦議会の帰化に関する権限を変更するものではないが、同時に、憲法により承認された市民権に関する出生の効果を制限する権限を与えるものでもない。これに対して、Fuller裁判官が概要次の通り反対意見を述べた。

合衆国で出生した者は当然に連邦政府の領域的管轄権の下にあるのであるから、一八六六年市民的権利法の「外国の管轄権の下にない者」の文言は、そのような状況においても外国の管轄権の下にある者を意味しているはずである。換言すると同法の文言は、合衆国で出生した者で、いかなる外国にも忠誠 (allegiance) を負わない者が、市民であるとする趣旨である。

また、この文言は外交使節ないしは敵軍による領域占領下

で出生した子を除くことを意味する、と解されているが、これらの者はそもそも治外法権 (extra-territoriality) ない

しはそれに類する状況にあるのであるから、この文言が規定されていてもいなくても結論は変わらないはずである。

従って、この文言は、それ以外の者を指しているとしなくてはならず、それは、単に地理的に合衆国で出生したにすぎない外国人の子を排除するために挿入された、と考えなくてはならない。

第三節 市民権に付随する権利についての判例

連邦最高裁は Slaughter-House 判決において、

修正第一四條は連邦市民権に付随する特権または免除を保障するのみである。

連邦市民権に付随する権利とは、その存在が連邦政府の国家的性格に由来するもの、あるいは連邦憲法または連邦法に由来するものである。

と判示した。

一九〇八年に連邦最高裁が、Twining v. New Jersey 判決でこの立場を再確認するまでに、多くの事件において特権または免除の侵害が主張された。また、この時期に最高裁は、「特権または免除」の文言には言及していない、いくつつかの

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

連邦市民権に係わる市民的権利に関する判決を下している。

以下、修正第一四條の「特権または免除」に係わる判例と、それ以外の連邦市民権に付随する市民的権利に関する判例それぞれについて、いくつつかを見ていくことにする。

第一項 修正第一四條の特権または免除について

この時期に修正第一四條の特権または免除に該当するとして、連邦市民権に付随する権利を認めた判例はない。多くの事例でそれが否定されたが、そのいくつかにおいては、連邦市民権に付随する権利に対しての最高裁の考え方が示されている。

まず連邦最高裁は、Slaughter-House 事件判決に続いて、Bradwell v. Illinois 判決を下した。同事件は、合衆国市民であり、Illinois 州市民でもある既婚の女性が、州裁判所での活動のための登録を拒否されたことに対して訴訟を提起したものである。

本件において連邦最高裁は、一般的に連邦市民権に付随する特権または免除が存在し、それらを州が侵害することは許されない、ということも認めつつも、州において州裁判所で活動するための登録に関する規制を行うことは、連邦政府の保護の下にあることではなく、従って連邦市民権を保有していることとは無関係である、として、原告の主張を退けた。

これに続いて一八七三年に最高裁は *Barthmeyer v. Iowa* 事件を扱った。本件では酒類の販売を禁じる州法が合衆国市民の特権または免除を侵害するか、が問題とされた。最高裁は、

・本件で問題とされている州法は修正第一四条が成立する以前から存在していたものであり、修正第一四条が成立して以来、上訴人の特権または免除が新たな州法によって侵害されたという事実はない。⁽²¹⁾
 ・従って、修正第一四条が、従前有していた以外の特権または免除を上訴人に与えた、としない限り、上訴人の主張は成立しない。⁽²²⁾

ところが、修正第一四条のもつともリベラルな理解においても、同条は、州法に基づいて従前より存在していた特権または免除が、連邦により保障されることになった、という⁽²³⁾ことを意味すると解されているだけである。

従って、酒類を販売する権利が仮に存在するとしても、それは合衆国市民権に付随するものとは考えられない。⁽²⁴⁾ として、修正第一四条の保障する特権または免除は、同条により新たに付与されたものではないことを確認した。⁽²⁵⁾

一八七四年になり、最高裁は *Minor v. Happersett* 事件で、選挙権と特権または免除の関係について扱った。同事件は、Missouri 州市民でもある、合衆国で出生した白人女性合衆

国市民が、大統領選挙、連邦議会選挙を含む統一選挙 (general election) において投票するために、有権者登録をしようとしたところ、同人が男性合衆国市民でないことを理由に拒否されたことに対して訴訟を提起したものである。

本件において、連邦最高裁は、連邦市民権とコモン・ローとの関係を検討した上で、女性が修正第一四条成立以前からコモン・ローによってすでに合衆国市民権であったことを認め、性別が合衆国市民権であることは関係ないことを確認した。しかしながら、同時に最高裁は、
 ・修正第一四条は新しい特権または免除を作り出したものではない。⁽²⁶⁾

修正第一四条第二節は男性市民のみを有権者とすることを前提としている。⁽²⁷⁾

修正第一五条が制定されたということは、修正第一四条の特権または免除には選挙権が含まれないと理解されていた⁽²⁸⁾と思われる。

連邦憲法上の、連邦が各州の共和政体を保障するという条項は、女性が有権者でないことを持つて、満足させられない⁽²⁹⁾という⁽³⁰⁾ことはいえない。として、訴えを退けた。⁽³¹⁾

一九〇〇年に *Maxwell v. Dow* 事件において、最高裁は、州法上の犯罪について州裁判所において陪審による裁判を受

けること

・破廉恥罪についての事件において大陪審によらない裁判にかけられないこと

は合衆国市民の特権または免除に当たらないと判断した。本判決において最高裁は、

・連邦憲法修正第五条、第六条、第七条で保障される権利は、合衆国市民であることに基⁽³²⁾づいて享有される権利ではなく、すべての者が、市民であるかどうかにかかわらず、連邦政府に対して享有する権利であるので、これらは合衆国市民の特権または免除に当たらない。⁽³³⁾

合衆国市民の特権または免除は、連邦政府に対抗するため⁽³⁴⁾のものとして連邦憲法の最初の八修正条項で保障される権利のすべてを、必ずしも、包含するものではない。⁽³⁵⁾と判示した。

連邦最高裁は、一九〇八年に *Twinning v. New Jersey* 事件を扱った。本件では、合衆国市民である本件被上訴人は、修正第一四条の保障する合衆国市民権に付随する特権または免除を享有し、それには連邦憲法の最初の八修正条項で保障される権利が含まれ、従って連邦憲法修正第五条の保障する自己⁽³⁶⁾負罪免責特権が含まれる、とする主張がなされた。

連邦最高裁は、この主張に対して概要以下の通り判示した。
 ・連邦市民権と州市民権の区別と、それらそれぞれに付随す

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

る特権があることは、すでに確定された事項である。⁽³⁷⁾

自由な政府の下に居住するすべての者の享有する基本的権利とされ、立法ないしは司法による侵害が許されないものとされる強制的な自己負罪からの免除は、州に関する限りにおいては、州市民権に付随する基本的権利、特権または免除であるのみである。⁽³⁸⁾

合衆国市民の特権または免除とは、連邦政府の国家的性質 (nature and essential character of the National Government) から認められる、ないしは連邦憲法により市民⁽³⁹⁾ないしは個人 (citizens or persons) に認められる権利のことである。⁽⁴⁰⁾

合衆国市民権に付随する権利として最高裁が認めた権利には、諸州間を自由に往来する権利、苦痛の救済のために連邦議会に請願すること、連邦政府職員選出のために投票すること、公用地に立ち入ること、連邦警察の法的手続に基づく勾留にあるときに暴行からの保護を受けること、違法な行為を連邦官憲に対して告発すること、⁽⁴¹⁾があげられる。

連邦憲法の最初の八修正条項で保障される権利は、修正第一四条の合衆国市民の特権または免除には当たらず、従って自己負罪免責特権も、州の侵害に対して保障されるそれには当たらない。⁽⁴²⁾

Hartan 裁判官は、反対意見において

・コモン・ローに由来するオリジナルの憲法に対してなされた修正条項で保障されることがされた特権または免除は、修正第一四条によって連邦あるいは州にかかわらず、あらゆる政府の侵害に対して合衆国市民に保障されることがされた。

・修正第一四条で合衆国市民に、州による侵害に対して保障される特権または免除が何であるにしても、それには修正第五条規定の自己負罪免責特権が含まれる。と指摘した。

第二項 連邦市民権に基づく市民的権利に関する判例

Slaughter-House 事件で最高裁は、合衆国市民の特権または免除の属性として、その存在が連邦政府に由来するもの、あるいは連邦政府の国家的性格 (National character) であることは、その憲法ないしは法律に由来するもの、ということをつけている。この時期に以下の判決において、連邦最高裁は、修正第一四条の「合衆国市民の特権または免除」の文言に関わりなく、連邦市民権に付随する権利を認めている。

まず最高裁は、Slaughter-House 事件以前に、*Grandall v. Nevada* 事件を扱った。本件では、州から列車等により出入する者それぞれに対して Nevada 州の付加した税金が、連邦憲法違反となるかが問題とされた。最高裁は、合衆国人民

は一体としての国民を構成しており、それに基づいて、政府に請願するために首府に來ること、政府と事業取引をすること、その保護を求めること、公務員になること、公務を執行すること、海外との貿易の行われる港湾を利用すること、各州にある財務省支局、国有地管理局、裁判所に行くこと、の諸権利が保障される、と判示した。

この後の事件において、最高裁は一八七〇年執行法第六条との関係で、連邦市民権に付随する権利の意義を検討している。同条は、合衆国憲法あるいは連邦法上保障される権利及び特権の、市民による自由な行使ないしは享有の阻止を意図して謀議し、またはそれを実行した者を処罰する規定であった。

まず、一八七五年に最高裁は、*United States v. Cruikshank* 事件を扱った。本件では、一八七〇年執行法第六条に基づく起訴の有効性が問題とされた。法廷意見は本条の定める謀議 (conspiring) 及び団結 (banding) の概念に関連して、集会する権利に関し概要以下の通り述べ、連邦議会に対して請願するために平穩のうちに集会する権利を認めた。市民は、その属する政治的共同体 (political community) の構成員であり、自らの一般的福利 (General welfare) と個人的あるいは集团的権利の保障のために、その政治的共同体を設立し、その統治権に服従する者である。

・各州のいずれかの住民である合衆国の人々は、州と連邦の二つの政府の管轄権の下にあるが、それらそれぞれの管轄権は競合するものではない。

・連邦政府は、委任された権限を有するのみであり、連邦政府が与えないしはその保護が認められているものでない限り、連邦憲法ないしは連邦法の下では権利は享有されず、そのように連邦政府に委託されたものでないものは、州の保護の下にある。

・合法的な目的のために平穩のうちに集会をする権利は連邦憲法制定以前から存在しており、それは連邦憲法によって与えられたものではなく、また、連邦議会にその権利の保障に関しての権限も与えられていないので、それは州の権限の下にある。連邦議会には、当該権利の保障が、連邦政府の一般的権限の範囲内においてのみ、委託されている。

・苦痛の救済のために、ないしはそれ以外の連邦政府の権限あるいは責務に関して、連邦議会に請願するために、平穩のうちに人々が集会する権利は、国家の市民権 (national citizenship) に付随する権利であり、合衆国の保障の下にある。この政府が共和政体をとっているということは、公のことに關し、また、苦痛の救済に關し相談するためにその市民が平穩のうちに集会を行う権利を有することを意味する。

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

一八八四年に最高裁は *Ex Parte Yarbrough* 事件を扱った。本件においては、アフリカ系合衆国市民が連邦議会議員選挙において投票することを妨げることを謀議したこと、を理由に処罰された者たちに対する人身保護令状の発行の是非が問題とされた。

本件法廷意見は、これらの処罰の根拠規定の合憲性を示すのに当たり、まず、修正第一五条は投票権が連邦政府にとって重要な関心事項であり、州の専属的管轄の下におかれるべきものとはされていないことを示している。とした。そしてその上で、同条が投票権を付与するものではないことは認めつつも、人種、皮膚の色、あるいは従前奴隷であったことを理由に選挙権の行使において差別されない権利を保障することは、有色人種に属する市民についてのみならず、その他の市民についても、議会の権限に属することである、とした。

一八八四年に最高裁は *J. S. v. Waddell* 事件を扱った。本件では、合衆国市民による連邦法上の植民する権利の自由な行使及びその享有を妨げた者の処罰が問題とされた。本件法廷意見は、植民する権利が連邦憲法第四節第三節第二項に基づいて連邦議会により制定された法律に基づく権利であるとし、それを保護する連邦議会の権限を認めた。

一八九二年に最高裁は *Logan v. United States* 事件を扱った。本件では、連邦裁判所における裁判のために勾留さ

れている合衆国市民の殺害を謀議・実行した者の処罰が問題とされた。本件法廷意見は、合衆国に対する犯罪の訴追のために合法的に合衆国官憲に勾留されている合衆国市民が非合法的な暴力から保護される権利は、連邦憲法ないしは連邦法上保障される権利か、それとも州法上保障される権利にすぎないのか、ということが問題であるとした上で、

・この権利は、憲法の修正条項に基づくものではないが、憲法が連邦政府を設立したことにより認められるものである。政府はすべての犯罪を訴追・処罰する権限を有し、そのために被疑者を逮捕し裁判まで安全に保護する権限を有しており、それらの逮捕・勾留されている者を非合法的な暴力から保護する権限と責務がある。

・連邦は、裁判遂行の過程で勾留されているすべての者を非合法的な暴力から保護する責務がある。この責務と相関関係にある、保護をうける権利は、すべての自己防衛の手段を有していない犯罪の訴追により勾留されている者に認められる。

として、連邦法上の権利としてこの権利を認めた。

一八九五年に連邦最高裁は、*In re Quarles and Butler* 事件において、連邦憲法の修正条項によるものではないが、連邦憲法が連邦政府を設立したことから認められる権利として、連邦法違反を合衆国官憲に通報することと、それをした市民

が暴力からの庇護を受けることは、すべての合衆国市民の権利であるとした。

一九〇〇年に最高裁は、*Motes v. United States* 事件⁽²⁸⁾を扱った。本件において最高裁は、

・連邦憲法と連邦法により与えられる庇護を享有することの代償として、市民は、それらの法の執行を支援するために、適切な合衆国官憲に法律違反を通報する特権と権利を享有する。

これらの権利と特権は、連邦憲法と連邦法によって保障されるものであり、連邦議会はこれらの権利・特権を行使した市民に危害を加えることを謀議することが連邦に対する侵害であるとする権限がある。

とした。

また、これらの一八七〇年執行法第六条に關係する判決とは別に、一八九一年に最高裁は、州際通商に従事する会社に免許税を課すこととする *Kentucky* 州法が問題となった *Crutcher v. Commonwealth of Kentucky* 事件⁽²⁹⁾で、州際通商に従事することは州により与えられた特権ではなく、連邦憲法ないしは連邦法によりすべての合衆国市民に認められた権利である、と判示している。

第三章 若干の検討

一八六一年の南北戦争開始から始まった合衆国市民権及び合衆国市民の特権または免除に関する一連の議論は、一八九八年の *Wong Kim Ark* 判決⁽³⁰⁾と一九〇八年の *Twining v. New Jersey* 判決⁽³¹⁾で一応の終結をみた。前者の判決は、修正第一四条で定義された連邦市民権の行方、すなわち、誰が合衆国市民であるのか、という点に関し、その重要な一部である生来的市民権の取得について明らかにした。後者の判決は、同じく修正第一四条の定めるところである合衆国市民の特権または免除について、同判決までの、最高裁の立場を明らかにした。

以下、市民権と市民的権利のそれぞれについて、ここまでの議論を整理し、若干の検討をすることとする。

第一節 市民権について

修正第一四条第一節の定義によれば、

- ・合衆国内で出生し、または帰化した者
- ・その管轄権に服する者

が合衆国市民である、とされる。そして、合衆国市民とされた者は、連邦に加盟する州における居住によって当該州の市民となることができる、とされている。

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

本条のこの部分の文言の適用について、裁判所においては、特に出生による市民権の取得が問題となった。具体的には、合衆国で出生した外国人の子が出生により合衆国市民権を得るのか、ということであった。

この点に関して、最高裁は、当初 *Slaughter-House* 判決⁽³²⁾では、それらの者は合衆国市民権を取得しない、としていたが、*Wong Kim Ark* 判決⁽³³⁾では、*ロモン・ロー*に従って、それらの者は合衆国市民権を取得する、とした。

Dred Scott 判決⁽³⁴⁾において最高裁は、合衆国市民は、オリジナルの憲法制定当時に合衆国市民であった者と、その子孫である者から構成される、とし、この考え方に基づいて黒人は合衆国市民ではなく、また、そうなることもできない、とした。これを變更したのが修正第一四条であり、それによって黒人が連邦市民権を取得したことから、黒人が連邦市民権を保持し、またそれに基づいて州市民権を保持することを確実にするために、人種、血縁関係あるいは従前の自己の地位等に関係なく、合衆国における出生のみをもって合衆国市民権は取得される、とすることには重要な意義があった。

また、*Wong Kim Ark* 判決法廷意見がこのように本条を解釈したことにより、他国の国籍法の規定に關係なく、合衆国で出生した者は、合衆国市民権を取得することとされ、合衆国は自律的に市民権保持者を決定することになった。

ただし、*Elk v. Wilkins* 判決でみたように、すべての場合に合衆国における出生をもって合衆国市民権が取得されるとされたわけではなく、インディアン^(註)の市民権については後の立法によって扱われた。また、最高裁が、合衆国市民権の属性をコモン・ローに従って決定したことは、市民権に付随する権利との関係で、一つの重要な結論を導き出すことにもなった。すなわち、*Minor v. Happersett* 判決でみたように、合衆国市民権に付随するものとして保障される権利もまた、コモン・ロー上の、南北戦争以前に保障されていたものと同様のもの、とされることになったのである。

次に帰化については、この時期に帰化法が改正され、黒人も帰化できることとされた。しかしながら、同時に他方で、中国人の帰化を禁じる立法もこの時期になされた。生来的市民権の取得については、修正第一四条第一節の規定により人種という基準を排除できたが、市民権取得のもう一つの主要な方法である帰化に関してこの基準を排除するためには、今しばらくの時間が必要であった。

また、この時期には、帰化した者はそれにより合衆国市民となり、他国においても合衆国市民として外交保護を求められるようにするよう、国内法が整備され、同時に条約等で、その実現が図られた。これによって、帰化市民が従前自国であった国に帰来しても、合衆国市民として扱われることにな

り、市民の自らの選択による国籍の変更が実質的な意味で実現されるための、第一歩が踏み出されることになった。

第二節 市民的権利について

議会は、修正第一五条を成立させ、また一連の市民的権利法を成立させた。

まず、修正第一五条については、少なくともその原意においては、合衆国市民に直接的に投票権を保障するものとしては成立しなかった。また、被選挙権についても保障の対象外とされた。しかしながらそれでもなお、少なくともその建前においては、この条文によって、人種と投票権取得の相関関係が断ち切れ、連邦政府、州政府等の意思決定に合衆国市民は、人種に関係なく、参加できることとされた。

次に議会は、一連の市民的権利法によって、市民的権利を保障することとした。しかしながら、そこで保障されることとされたものの多くは、一八七〇年執行法第一六条及び第一七条等に明らかないように、いくつかの例外を除いては、合衆国市民のみが享有する権利ではなく、むしろ外国人も含むすべての者の権利であった。

最高裁判決においてもこの点は同様であった。すなわち、*Slaughter-House* 判決から *Twining v. New Jersey* 判決までに、いくつかの権利が修正第一四条の規定する「特権ま

たは免除」に属するものとしてあげられた。しかしながら、これら二つの判決を含む多くの事例において、多くの権利が合衆国市民の特権または免除にあたりと主張されたが、それらは否定された。そして、連邦憲法修正条項で保障される権利を含む多くの権利が、同時代に、あるいは後に、実体的デュープロセス論、編入理論等により、合衆国市民のみならず人一般をその保護対象とする、同条保障のデュー・プロセスないしは平等権等を通じて、保障されることとなった。

他方で *Crandall v. Nevada* 判決に始まる一連の判例で示された合衆国市民権に付随する権利が、全く無意味だというわけではない。特に *Slaughter-House* 判決で明らかにされた合衆国市民であることにより、各州に住所を定めることによつて当該州市民となることができるといふことは、州が市民的権利の保障について主要な役割を担うとされたので、重要な意義をもっている。

この点に関し最近の判例として注目すべきなのは、*Shenz v. Roe* 判決である。本件においては、California 州における居住期間が一年未満の者に州から給付される援助について、従前居住していた州の給付額を限度とする California 州法の規定が問題とされた。連邦最高裁は、当該規定が、修正第一四条の特権または免除の一つである、いわゆる移転の権利 (right to travel) を侵害する、として違憲とした。本件法廷

意見は、修正第一四条の合衆国市民の特権または免除との関係で、概要次のことを述べている。

・移転の権利は、明文の規定はないが、合衆国の法制度の根底にある、憲法上保障される重要な権利である。

・移転の権利は、一州の州民が他州に自由に入出すること、一時的に訪れた他州において友好的な扱いを受けること、そして当該州に居住することを決定した際には、当該州の市民と同様の扱いを受けること、に對しての権利である。

本件で特に問題となるのは、先述の移転の権利のうち、第三番目の、新たに他州に住居を定めた市民が、当該州の他の市民と同様の特権または免除を享受するとする権利である。この権利は新たに獲得した州市民としての地位に基づいて保障されるのみならず、連邦憲法修正第一四条により、合衆国市民としての地位に基づいても享有される。

新たに州民となった市民が連邦と州の二つの政治的屬性を有していることにより、同様に市民権を有する者は同等の権利を享有する、という主張は次のことを意味することになる。すなわち、当該州における居住が一年未満であることを理由として一部の市民を差別する州の規制は、合理性などの基準ではなく、より絶対的な基準によりその合憲性が判断されなくてはならない、ということである。

移転の権利は、新たに居住する州において平等に扱われる

ことに對しての市民の権利を意味するので、(本件で問題とされているような)差別的な分類は、それ自体として不利益を課すものと解される。⁽³⁰⁾

修正第一四条の市民権条項は、市民権(を保有していること)を居住していることと等しいものとしたのであり、同条項は居住期間に基づく様々な等級の市民権を許容するものではない。⁽³¹⁾

合衆国市民は、その貧富にかかわらず、居住することによりいづれかの州の市民となることを選択する権利を有する。他方で州は、その市民を選択する権限を有しない。⁽³²⁾

以上の判断により、最高裁は、修正第一四条の特権または免除の文言に基づいて保障される、いわゆる移転の権利を通じて、合衆国市民は各州において同様に扱われるべきことを確認したといえる。

第三節 私見

第一項 市民権について

別稿ですでに明らかにしたように、⁽³³⁾米国では、修正第一四条という制定法によって市民権保持者を決定し、人種という法外在的な基準により市民権保持者が決定されるという状況を排除した。そしてこのときに米国は、「誰が市民権を有することとするのか。」という問題に、直接的に對峙しなくて

はならなかった。さらにこの問題は、別の視点からすると、共和政体をとるアメリカにとっては、「誰と国を作るのか。」という問題でもあった。

本稿でみたように、Wong Kim Ark 判決は、この修正第一四条を、コモン・ローの原則を援用して解釈した。この判決の判断は、黒人の市民権保持との関係では一定の成果をあげつつも、市民権の属性をどう決定するのか、に關しては、問題をはらんだものであったことはすでに指摘したとおりである。⁽³⁴⁾

同判決の採った、一方でコモン・ローを基準として市民権保有者を決定しながら、他方で米国独自の市民権保持者決定権限を強調するという方法は、いわば自律的に伝統的なものに回帰するというものである。もちろん最高裁がその権限内において、この判決以上の判断をすることが可能であったかは問題である。しかしながら、これは、「誰が市民権を有することとするのか。」の問題に對しての回答としては、自らの判断が、実質的には歴史的正当性以外に支えられているものではない、という点で、不十分というほかない。そしてこのことが、先に指摘した市民権の属性の決定についての問題の原因となったことは指摘されるべきである。⁽³⁵⁾

第二項 市民的権利について

前項で指摘した「誰と国を作るのか。」の問題との関連で考えるならば、実際の政治状況においてはその実現が半世紀以上後になったが、修正第一五条は、人種が政治に参加する者の基準とされることを否定した、といえる。これは国家意思決定主体の自律的な形成に本条が寄与したということの意味するのであり、この点は評価されなくてはならないと思われる。

また、市民的権利の享有に關しては、少なくとも基本的権利については、合衆国市民と外国人がほぼ同等にそれを享有するとされた一方で、合衆国内における市民間での差別を排除するために合衆国市民が特権または免除を享有することが強調された。これはつまり、市民権の設定・明確化が、何らかの利得確保のための差別化としてなされたのではなく、合衆国内における公正さを図るためになされたことを意味していると考えられる。

おわりに

国際人権法上の議論の発展はあるが、国際法は国籍の付与と取得に關する条件の決定については、原則として各国の専属的な権能としている。⁽³⁶⁾また、日本国憲法第一〇条は、国民

の要件を法律で定めるとしており、実際にも国籍法によりそれが定められている。

この点を前提として、米国の例を参考に考えるならば、日本国においては、国民が国会を通じて、法律という形で「誰が国籍を有することとするか。」の問題を解決していることになる。そしてこのことは、日本国憲法第一五条との関連で考えるならば、「誰と日本国をつくるのか。」を自律的に選択している、ということも意味している。つまりは、日本国においてはずでに、国籍法の制定によって、日本国の「かたち」が、そしてその属性が、自律的に、決定されているということである。

しかしながら、少なくとも最近までは、実際の意識においてこの点が明確に認識されているとは、必ずしも言い難い情況にあったと思われる。⁽³⁷⁾そして、暗黙のうちに、ちょうど Wong Kim Ark 判決がコモン・ローを援用して生来的市民権取得について判示したように、「日本人」なるものが存在していることを前提とし、それを明確化する手続として実定法としての国籍法を利用した、という感じがある。

次に、米国の例を参考にすると、日本国民が、日本国憲法を通じて日本国ないしは日本政府を形成したことによって、すべての者が基本的権利の保障を享受すべき、という人権保障の基本原則を変更できるとは思われぬ。むしろ、日本国

ないしは日本政府を自ら形成した結果として、特にそれらによる人権侵害から保護される必要がある場合に、日本国民は、それ以外の者とは別異の権利保障を享有する、と考へるべきと思われ⁽³⁾。

注

(1) citizenship 及び civil right の訳語の選定については、拙稿「連邦議会と市民権—市民権喪失との関連で—」筑波法政二四号 (一九九八) 一七六頁註(2) (3) (4) 参照。

(2) 再建期は、一八七六年の大統領選挙での得票数を巡って共和党候補と民主党候補の間で生じた紛争に関する、いわゆる「一八七七年の妥協 (Compromise of 1877)」により、南部に駐屯中の連邦軍が最終的に撤兵したことをもって終わったとされる (cf. Leonard Levy et al. ed., *Encyclopedia of the American Constitution*, 478 (2nd ed., Macmillan Co., 2000); 松村超 他編著『英米史辞典』研究社 (二〇〇〇) の *Compromise of 1877* (6項)。本稿においては、この時期と、再建期の影響の及んだこれに続く時期を主な検討の対象とする。

(3) なお、本条を巡る連邦議会と裁判所の関係に関し、同条第五節の規定する議会権限の性質が問題とされることがあるが、この点には本稿では扱わないこととする。この点については、Ronald D.

Rotunda, *The Power of Congress under Section 5 of the Fourteenth amendment after City of Boerne v. Flores*, 32 Ind. L. Rev. 163 (1998); K. G. Jan Pillai, *In Defense of Congressional Power and Minority Rights under the Fourteenth Amendment*, 68 Miss. L. J. 431 (1998) を参照。

(4) 本条発議の理由については、次の二点が指摘されている。このときすでにすでに南部州においては、連邦復讐の条件とされた「たうたう」 (cf. An Act to provide for the more efficient Government of the Rebel States, 14 Stat. 428 (1867))、黒人選挙権が認められていたが、北部州においてはそれが認められていなかったため、それを実現することが必要であった。南部州では連邦復讐と同時に、黒人が選挙権を奪われてしまう可能性があった。

John Mabry Mathews, *LEGISLATIVE AND JUDICIAL HISTORY OF THE FIFTEENTH AMENDMENT*, 21 (Johns Hopkins Pr. 1909) (hereinafter Mathews); Earl M. Maltz, *CIVIL RIGHTS, THE CONSTITUTION, AND CONGRESS*, 1863-1869, 143 (Univ. Pr. of Kansas 1990) (ただ「Mathews」) からの理由のほかに、連邦政府にすべての選挙は連邦が扱うべきである、という考えと、連邦によって普通選挙制が実現されなくてはならない、という考えが本条の制定に影響を与えたといえる。

(5) 下院においては、憲法修正案のほかに、修正第一四条に基づいて選挙権に関する法律案が同時に提案された (40-3 Cong. Globe 285 (1869) (Rep. Boutwell))。本法律案は、全五条からなり、第

一条は合衆国大統領、連邦議会議員、州議会議員の選挙に際して合衆国市民の権利である投票権を、人種、皮膚の色、ないしは従前奴隷であったことを理由として否定あるいは制限してはならないとし、これに反する州法は無効とされる、とされていた。また、第二条では、第一条規定の選挙において公務員が、人種等に基づいて市民の有権者登録を拒否した場合、当該公務員は処罰されるとされ、第三条では、第一条規定の選挙に際して市民の選挙権行使を妨害したあらゆる者は処罰されるとし、第四条では修正第一四条第三節の規定にもかかわらず、連邦議会議員、大統領、副大統領選挙の選挙人、もしくは各州の官職に就いた者は処罰されるとして、第五条では本法規定に関する裁判管轄が連邦裁判所に属するとされていた。H. R. 1667, 40th-3d Cong. pr. No. 596 (1869)。

下院において本法律案を提案した Boutwell 議員は、憲法修正案と法律案を同時に提案したことについて、これらの案件については、連邦議会の立法によって扱われなくてはならないとする者と、平等な選挙権を保障することは連邦議会の権限を越えており、憲法修正によるのみ扱うことが可能である、とする者の二者がいる (40-3 Cong. Globe, 555)。北部において、憲法修正案が認められるためには、北部における黒人の投票権を確保する必要がある (Id. at 560-561)。連邦議会の立法のみでは、将来の議会において変更されるおそれがある (Id. at 561)。

ということを指摘している。本法律案についての議論は憲法修正案についてのそれと同時に、行われ、次のいくつかの修正案が提示された。

一八六九年一月二三日に、女性であることを理由としての差別を禁じる修正が Brooks 議員から提案された (40-3 Cong. Globe 561)。同日に、法律案の市民 (citizen) の文言を居住者 (inhabitant) にする修正が Robinson 議員から提案された (Id.)。同日に、Bingham 議員から、本法律案第一条を、反乱等に関与した場合をのぞいて、二二歳以上の男性合衆国市民に対して、その居住する州における選挙権の自由な行使を妨げるいかなる法も、州は制定しないしは執行してはならない、と修正する案が提出された (H. R. 1667, 40th-3d Cong. pr. No. 648 (1869); cf. 40-3 Cong. Globe 638)。

一月二七日に、Ward 議員が、いかなる州も、二二歳以上の合衆国市民で、三ヶ月以上その州である者の選挙権の行使を、反乱等に関与したことを理由とする場合をのぞいては、否定するないしは制限する法を制定あるいは執行してはならない、とする趣旨の修正を提案した (40-3 Cong. Globe 638)。同日に Shellabarger 議員が、いかなる州も、当該州に実際に居住する健全な (sound mind) 二二歳以上の男性合衆国市民に対して、当該州で行われるすべての選挙における平等の選挙権を、否定するないしは制限する法を、反乱等に関与したことを理由とする場合をのぞいては、制定あるいは執行してはならない、とする趣旨の修正を提案した (40-3 Cong. Globe 639)。

一月二八日に人種等に加えて、財産 (property) を理由とする投票権の制限も禁じることとする修正が Shanks 議員から出された (H. R. 1667, 40th-3d Cong. pr. No. 677 (1869))。

最終的に本法律案は憲法修正案の審議が優先されたため、採決

けなされた(40-3 Cong. Globe 686; cf. William Gillette, THE RIGHT TO VOTE: POLITICS AND PASSAGE OF THE FIFTEENTH AMENDMENT, 52 (John Hopkins Univ. Pr. 1969)) Hereinafter Gillette).

(9) 40-3 Cong. Globe 286. Boutwell 議員は、本案を下院法務委員会案として提出した。これ以前に、一八六八年二月七日に、Kelly Broomall 議員がそれぞれ投票権に関する憲法修正案を提案して(40-3 Cong. Globe 9 (1868))。 Kelly 議員案⁴⁵「いかなる州も、人種ならしは皮膚の色を理由として、すべての合衆国市民に対し、有権者 (elector) としての権利あるいは特権の行使を拒絶してはならぬ。」

とするもの、Broomall 議員案は「連邦議会並びに州は、その憲法あるいは法により、人種ないしは門地 (parentage) に基づき、合衆国市民の選挙権を拒否・制限してはならぬ。また、州における憲法ならしは法による人種ならしは門地に基づく投票資格の設定ならしは投票制限は、無効とせらる。」

と云ふのもであった。いずれの案も下院法務委員会検討されることとなった。

- (7) 40-3 Cong. Globe 555 (1869).
- (8) Id., at 560.
- (9) Id., at 561.
- (10) Id., at 693 (Rep. Shanks); Id., at app. 241(Rep. Blackburn).
- (11) Id., at app. 93 (Rep. Whitmore); Id., at app. 94 (Rep. Corley); Id., at app. 96 (Rep. Bowen); Id., at app. 102 (Rep. Ham-
- (29) Id., at 911 (Sen. Willey).
- (30) Id., at 912 (Sen. Willey); Id., at 998 (Sen. Sawyer).
- (31) Id., at 912 (Sen. Willey); Id., at 991 (Sen. Morton).
- (32) Id., at 912 (Sen. Willey); Id., at 990 (Sen. Morton).
- (33) Id., at 912 (Sen. Willey); Id., at 983 (Sen. Ross).
- (34) Id., at 990 (Sen. Morton).
- (35) Id., at 982 (Sen. Welch); Id., at 998 (Sen. Sawyer).
- (36) Id., at 1040 (Sen. Howe).
- (37) Id., at app. 151 (Sen. Doolittle). このような州の権限を強調する主張はたゞしばしば
・このような考え方は、連邦からの州の分離が主張されたときにとられた過った考えであり、連邦は州の連合体ではなく、国家(nation)である (Id., at 990 (Sen. Morton)).
・連邦及びその政府が直面している危険は、権力の集中ではなく、その分岐から生じうる (Id., at 981 (Sen. Abbott); Id., at 984 (Sen. Ross)).
と云ふことが指摘されてくる。
- (38) cf. U. S. Const. art. IV, §4.
- (39) 40-3 Cong. Globe app. 151 (Sen. Doolittle).
- (40) Id., at 860 (Sen. Dixon); Id., at app. 288 (Sen. Davis); Id., at app. 168 (Sen. Bayard). ただし、Davis 議員は、連邦議会がその議員選出に関する法を定める権限を有し、それを使用するのほ認め得るべしと云ふ。
- (41) Id., at 911 (Sen. Vickers); Id., at 989 (Sen. Hendricks).
- (42) Id., at app. 165 (Sen. Bayard); Id., at 1012 (Sen. Doolittle).

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

ition).
(21) Id., at app. 102 (Rep. Broomall); Id., at app. 94 (Rep. Corley).
(22) Id., at app. 200 (Rep. Loughridge).
(23) Id., at 644 (Rep. Eldridge); Id., at 689 (Rep. Beck).
(24) Id., at 644 (Rep. Eldridge); Id., at 691 (Rep. Beck).
(25) Boutwell 議員が「教育水準 (educational attainment) ならしは財産の保有は市民の投票権保有の基準」となればならぬと云ふ修正を提案したが、否決された。 Id., at 728.

(17) Id., at 561.
(18) Id., at app. 97.
(19) Id., at 722. Bingham 案は、採決前に若干の文言上の修正が施された。 Id., at 743.
(20) Id., at app. 94 (Rep. Corley).
(21) Id., at app.102 (Rep. Broomall).
(22) Id., at 745.
(23) Id., at 741.
(24) Id., at 827. William Gillette の記述によれば、当時 Georgia 州において、人種を理由に黒人議員が議会から排除されることになった。 Gillette, 50. なお、同様の公式記録上の指摘として cf. 40-3 Cong. Globe 1426 (Rep. Butler).
(25) 40-3 Cong. Globe 911 (Sen. Willey).
(26) Id., at 980 (Sen. Abbott); Id., at 1004 (Sen. Yates).
(27) Id., at 911 (Sen. Willey).
(28) Id., at 911 (Sen. Willey).

- (43) Id., at app. 161 (Sen. Sausbury). 同議員は、具体的には、本案第二節の "appropriate legislations" の意義が明らかでないため、連邦議会は、その望むところに従い、州の選挙のあり方を統制するものがそのこととなる、と指摘している。
- (44) Id., at app. 165 (Sen. Sausbury). 同議員は「もし、憲法修正の必要性を判断する要件として
① それを行つた権限の存在する事
② それが行われなかったことによる害悪の存在に基づく必要性があること
③ 憲法修正を行うことによる当該害悪の除去可能性が存在し、その害悪の方が憲法修正によって生じる害悪よりも大きいこと
④ その憲法修正によって社会と政府が発展すること
をあげ、これらが存在しない」としている。また、Hendricks 議員は、旧反乱州におけるそれまでになされた本案と同様の政策の採用が成功とはいえない、と指摘している (Id., at 989)。
なお、類似の主張方法が本案に賛成した Abbott 議員によっても行われている (Id., at 980)。
同議員は、本案について考える際に
① 憲法上の権限があるか
② 憲法上の条件に照らし、それを行つたことは公平 (equitable) であるか
③ それを行うことは得策 (expedient) であるか
を検討しなくてはならない、とし、それぞれについて
① については、本案のような修正を憲法に加えてはならないとする義務は、国家法 (fundamental law) 上存在しない

(2) については、選挙権が自然権であるかどうかについては見解が分かれているが、少なくとも連邦政府は、その一部の者の政府ではなく、すべての者の政府であり、それらの者の同意によって成立している。

(3) については、それを求める世論 (opinion) は England, France, Italy, Austria, Prussia, Russia 等々の市民的権利の拡大が例としてあげられている。(注) に逆らうことはできず、すべての者に選挙権を与えることが妥当である。

(45) については Congressional Globe に修正提案自体が記載された主要なものを引用する。それ以外のものについては、Edward McPherson, THE POLITICAL HISTORY OF THE UNITED STATES OF AMERICA DURING THE PERIOD OF RECONSTRUCTION APRIL 15, 1865-JULY 15, 1870, 400 (Da Capo Pr. 1972) [hereinafter McPherson] 参照。なお、本稿引用の修正提案と前掲書引用のものとで、同一のものと考えられるのにもかかわらず、提案期日が異なるものがあるが、それについては Congressional Globe 記載期日を基準とした。

(46) 40-3 Cong. Globe 828.

(47) Id., at 938.

(48) Id., at 985. なお、同議員は一八六九年二月十七日の上院案審議に際しても、同様の案を提案している。Id., at 1308.

(49) この修正提案に対しては、後の審議過程において Trumbull 議員から、Hottentots などにのみ選挙権を認めようとする憲法修正を行おうとしているのに、このような文言を入れることは望ま

し。

(50) Id., at 1013 (Sen. Sherman).

(51) Id., at 1039 (Sen. Sherman).

(52) Id., at 862 (Sen. Warner).

(53) Id., at 909 (Sen. Vickers). Vickers 議員は、別のところで、共和政体は美德と知性はその基盤をおりており、その運営に係わる者は賢く、寛容で、愛国心のある者にならなくてはならず、それらの者を選出する者も同様の徳性 (virtue) を有らなくてはならないとして、それらを有さない黒人を政治的決定に参加させることは望ましくないと述べている。Id., at 911.

(54) Id., at 1037 (Sen. Patterson).

(55) Id., at app. 168 (Sen. Bayard).

(56) Id., at 862 (Sen. Warner); Id., at 863 (Sen. Morton); Id., at 900 (Sen. Williams).

(57) Id., at 1030.

(58) cf. An Act to establish a uniform rule of Naturalization, and to repeal the acts heretofore passed on that subject, 2 Stat. 153 (1802).

(59) 40-3 Cong. Globe 1036 (Sen. Sumner).

(60) Id., at 1036 (Sen. Cameron).

(61) Id., at 1034 (Sen. Williams).

(62) Id., at 1033 (Sen. Morton). つれに関連して Hendricks 議員はこのような憲法修正を行うことにより、太平洋沿岸 (Pacific Coast) の州においては、そこで望まれていないにもかかわらず、中国人の投票権が認められることになる、というところを指摘している。

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

くなく、ということが指摘されている。Id., at 1036.

(50) Fowler 議員は、後に「合衆国市民」の文言を、「男性合衆国市民」の文言に変更している。Id., at app. 199.

(51) 同議員は一月二十九日に、上院案についても同趣旨の修正を提案している。Id., at 708.

(52) Id., at 861.

(53) Id., at 864. これによって連邦議会は、州によって課された、あやまった抑圧的な制限を修正し、すべての市民の平等な政治的権利を保障することができる、としている。Id., at 900. 同議員は、一月二二日に、上院案についても同趣旨の修正を提案している。Id., at 491.

(54) Id., at 982.

(55) Id., at app. 154. 二月九日付の Congressional Globe 記載の Wilson 案は、若干文言が変更されている。Id., at 1029.

(56) Id., at 999.

(57) Id. 同議員は、上院案の審議に際しても、同趣旨の提案をしている (Id., at 1302)。その際には、Fowler 議員から、選挙権は社会あるいは政府を構成している者、すなわち市民すべてに与えられるべきということが明らかにされるべきであり、また、未だに選挙権を認められていない白人がそれを享有するようにするためにも、上院案を採用すべき、ということが指摘されている。Id., at 1303.

(58) Id., at 1041.

(59) Id., at 902 (Sen. Sumner). Sumner 議員は、後天的に獲得可能なものとして、居住、財産、教育、品性 (Character) をあげ

Id., at 990.

同様のことは Williams 議員についても指摘されている。Id., at 901.

(63) ただし、この同時に、Corbett 議員の「合衆国で出生していない中国人と課税対象とされていないインディアンは男性市民とはされない」と上院法務委員会案を修正する提案も否決されているため (Id., at 1036)、上院のこの点についての見解は、最終的には不明瞭である。

(64) なお、Trumbull 議員は、この修正に関して、「合衆国市民」の文言を入れた場合と入れない場合においては、合衆国市民であることを選挙権享有条件としていない場合、

この文言がある憲法修正がなされれば、合衆国市民に関してのみ人種等に基づく差別が禁じられるのに対し

この文言がない憲法修正がなされれば、合衆国市民である選挙人に関してのみならず、すべての選挙人に関して人種等に基づく差別が禁じられることになる

と指摘し、合衆国においては、合衆国市民であることと選挙権を有することは関係ないので、州の規制権限に与える影響が異なってくる、と指摘している。Id., at 1030.

(65) 二月八日に提案された Wilson 案 (Id., at app. 154) は、翌日の二月九日に否決されている (Id., at 1029)。ただし、Congressional Globe の記述に従えば、このとき否決された Wilson 案は、八日に提案されたものと、内容的な差異はないが、文言上異なるものである。同議員は、この否決採決の後に、改めて八日に提案したものと同一のものを、提案している (Id., at 1035)。最

終的に上院が同意する (Id., at 1040) のは、この案である。

- (76) 40-3 Cong. Globe, 1040, 1044. 上院法務委員会案に加え、合衆国憲法第二十条第一節第二項に関する修正案が添付され、下院に送付された。cf. Id., at 1224.
- (77) Id., at 1055.
- (78) 二月一〇日から一五日までの間に、Ashley 議員が、本案に関する修正案を提案している (40-3 Cong. Globe 1107)。
- (79) 上院案への不同意を提案した Boutwell 議員は、上院の修正を受けた下院案に対して、従前奴隷であった者の保護が必要であるのに、それらの者についての言及がない点を、反対の理由として上げている。Id., at 1225.
- (80) Id., at 1226.
- (81) Id., at 1285.
- (82) Id., at 1295.
- (83) Id., at 1300.
- (84) Id.
- (85) Id., at 378.
- (86) Id., at 379. Congressional Globe 上、上院案は、一八六九年一月一日付 (Id.)、同三日付 (Id., at 542)、同一月十七日付 (Id., at 1300) の部分に記載されているが、いずれも若干文言が異なる。なごしは改行が加えられるなどして、記載形式が変化している。
- (87) Id., at 668.
- (88) Id., at 672 (Sen. Wilson); Id., at 1303 (Sen. Fowler). Fowler 議員は、当時選挙権を認められていなかった白人についても選挙権を保障するべきである (Id.)。
- (89) 40-3 Cong. Globe 1426.
- (90) Id., at 1428.
- (91) Id., at 1436.
- (92) Id., at 1481.
- (93) Id., at 1563 (上院); Id., at 1593 (下院)。
- (94) Id., at 1623.
- (95) Id., at 1563.
- (96) Id., at 1563.
- (97) この他、
・ 本案に、出自、財産など、人種等以外による選挙権の制限を禁止する文言が入れられなかったのは残念だ (Id., at 1628 (Sen. Morton); Id., at 1626 (Sen. Wilson)).
・ 選挙権、被選挙権の保持者を決定するのは、州の重要な権限であり、それを変更するための本案は、議会の憲法修正提案権限の範囲外である (Id., at 1631 (Sen. Davis); Id., at 1639 (Sen. Buckalew)).
と云うことが指摘された。なお、後者の指摘に関連して Doolittle 議員は、本案によって、太平洋岸州 (Pacific States) の政府はアジア人のものになってしまう、と指摘している。Id., at 1628.
- (98) Id., at 1625 (Sen. Howard). ただし同議員は、この点について、州において有色人種に属する者が投票権を侵害された場合、本案第二節に従い、連邦議会による介入が必要とされることになるだろう、としている。

また、この点が下院案に関する下院での審議において問題と

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

権を保障する憲法修正でなくては無意味である」と指摘している。

- (89) Fowler 議員は最終的に反対票を投じている。Id., at 1318.
- (90) Id., at 670 (Sen. Fowler).
- (91) 下院案に関する上院での審議において同様のものが提案されているものについては、(97)では除くこととし、また、Congressional Globe に修正の案自体が記載された主要なものを引用する。それ以外のものについては、McPherson, 404 参照。
- (92) Id., at 1304.
- (93) Id.
- (94) 「就任宣誓。ある人が公職につくときに、その適格要件として行われなければならない宣誓。特にアメリカ南北戦争後の連邦法及び州法が、戦争中の言動について宣誓を求めたことが著名で、過去の罪を処罰する趣及処罰法として違憲とされた。」高柳賢三、末延三次編『英米法辞典』有斐閣 (一九九〇) の Test Oaths の項参照。
- (95) 40-3 Cong. Globe 1305.
- (96) Id., at 670 (Sen. Fowler).
- (97) Id., at 710 (Sen. Pomeroy).
- (98) Id., at 1318, 1329. cf. Gillette, 67.
- (99) Shellabarger 議員の修正提案は、下院案審議時に同議員が提案した (40-3 Cong. Globe app. 97) 修正を若干修正したもので (Id., at 1426)、また、Logan 議員の修正提案は、被選挙権に係わる部分の削除を提案するものであった (Id.)。これは、被選挙人の資格は州が決定する、というのがオリジナルの憲法の判断である、という考えに基づいてのものであったが、それとは別に、But
- (100) Id., at 1625 (Sen. Howard).
- (101) Id., at 1629 (Sen. Sawyer). 実務上 Edmunds 議員 (Id., at 1626)、Wilson 議員 (Id., at 1627)、Morton 議員 (Id., at 1628)、Fowler 議員 (Id., at 1641)、Stewart 議員 (Id., at 1629) が、本修正によって被選挙権が保障されるべき点を指摘している。
- (102) この点に関し Wilson 議員 (Id., at 1626) や Warner 議員 (Id., at 1641) は、人種等にかかわらず、すべての合衆国市民が等しく政治的権利を享有するとする憲法修正が、本来ならば望まれるものである、と述べている。
- (103) Id., at 1641.
- (104) Rev. Stat. 32 (1878). cf. 16 Stat. 1131 (1870).
- (105) これらの法律の内容については Charles Fairman, RECONSTRUCTION AND REUNION 1864-88 PART TWO, p143 et seq. (Macmillan Co. 1987); Bernard Schwartz, STATUTORY HISTORY OF THE UNITED STATES CIVIL RIGHTS PART I, pp443 (Chelsea House Pub. 1970); Sidney Buchanan, The Quest for Freedom: A Legal History of the Thirteenth Amendment, 12 Hous. L. Rev. 3, 334 (1974); Mathews, Chap. 5; Xi Wang, The Making of Federal Enforcement Laws, 1870-1872, 70 Chi.-Kent L. Rev. 1013, 1021 (1995); 藤井樹也『Civil Rights Acts の誕生—鳥瞰図的考察—』三重大学法経論叢第一三巻第一号一〇三頁 (一九九五)。

(11) 15 Stat. 223. 本法の正式名称は An Act concerning the Rights of American Citizens in Foreign States である。

(12) 16 Stat. 254. 本法の正式名称は An Act to amend the Naturalization Laws and to punish Crimes against the same, and for other Purposes である。

(13) 22 Stat. 58. 本法の正式名称は An Act to execute certain treaty stipulations relating to Chinese である。この正式名称からわかるとおり、本法は、中国との条約を米国内において執行するためのものであった。

米国内は、一八四四年に初めて中国と平和友好通商条約を締結し (8 Stat. 592)、それを一八五八年のいわゆる天津条約 (12 Stat. 1023) で更改した後、一八六八年にこの条約を補足する条約として Burlingame 条約 (16 Stat. 739) を締結した。

この条約は、第五条で市民権放棄の自由と移民の自由を相互に承認し、両国の市民ならしは臣民 (subject) を、その自由かつ自発的な意思に依らずして、両国あるいはその他の国に移転せしめた両国の市民ないしは臣民を処罰する法律を制定することを定めた。

その後、米国内での中国人排斥運動の高まりに応じて中国人移民反対論が強まり、これを受けて、一八八〇年、連邦政府は中国との間で、中国人移民の受け入れを制限する権限を認める条約を締結した (22 Stat. 826, reprinted in Henry Steele Commager, I DOCUMENTS OF AMERICAN HISTORY, 559 (9th ed., Prentice-Hall Inc. 1973))。この条約では、第一条で中国人労働者の合衆国への入国を制限する権限を連邦政府が有するとし、同

いた。本法はいつの of Torok, 96.

またこの法律に關係する立法として連邦議会は、一八八五年に契約労働者の入国を制限する法律 (Contract Labor Act) を、一八九一年に一般的な入国制限に関する法律を制定しつゝ (An Act to prohibit the importation and migration of foreigners and aliens under contract or agreement to perform labor in the United States, its Territories, and the District of Columbia, 23 Stat. 332 (1885); An Act in amendment to the various Acts relative to immigration and the importation of aliens under contract or agreement to perform labor, 26 Stat. 1084 (1891))。

(14) この他に、連邦議会は、修正第一四条第三項の規定に従い、官職から排除された者のうち、一部の者を除いた者の復帰を認むつゝ (An Act to remove political Disabilities imposed by the 14th Article of the Amendment of the Constitution of the United States, 17 Stat. 142 (1872))。

(15) 16 Stat. 3. 本法の正式名称は An Act for the further Security of equal Rights in the District of Columbia である。

(16) 24 Stat. 476 (1887). 本法の正式名称は An Act to restrict the ownership of real estate in the Territories to American citizens, and so forth である。

(17) 同法は、連邦法ないしは州法あるいは属領法に準拠して設定されていぬ法人等についても、同様に不動産保有を禁ずることを規定していた。一八九七年に同法は、経過措置等についての若干の調整のための修正がなされた。cf. 29 Stat. 618.

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

時に第二条及び第三条では、中国臣民が米国内において最惠国市民あるは臣民と同等の権利、特権、免除等を享有し、その保障のために連邦政府の保護を受けることを定めていた。

本法はこの条約を受けて制定された法律であった。

(18) 本法については、拙稿「米国内における国籍離脱の自由の発展」筑波法政第二五号二〇八頁(一九九八)参照。

(19) 中国人の米国内からの排除は、第二次世界大戦中に廃止された。Act of Dec. 17, 1943, 57 Stat. 600. この間の状況については IV John Bassett Moore, A DIGEST OF INTERNATIONAL LAW p187 et seq. (1906); III GreenHaywood Hackworth, DIGEST OF INTERNATIONAL LAW p776 et seq. (1942); John Hayakawa Torok, Reconstruction and Racial Nativism: Chinese Immigrants and the Debates on the 13th, 14th, and 15th Amendments and Civil Rights Laws, 3 Asian L. J. 55, 96 (1996) [hereinafter Torok].

(20) この法律に關連して、連邦議会は一八七五年に、米国内での入国規制法を制定しつゝ (Page Law, 18 Stat. 477 (1875)). 本法の正式名称は An Act Supplementary to the acts in relation to immigration である。同法第五条では「政治犯を除く重罪 (felony) に該当する犯罪の有罪判決を受けた者と売春目的の女性を入国規制の対象としていた。

また同法第二条は「中国、日本及びその他の東洋の国の国民を、その者の自発的意思に依らずして、強制的に動かせるために米国内にあるいは米国内から移送した合衆国市民を処罰する」と規定し、さらに同第三条は、売春目的の女性の合衆国への移送を禁止して

(21) 5 Leonard Levy et al. ed., Encyclopedia of the American Constitution, 2227 (2nd ed., Macmillan Co., 2000).

(22) 本稿の検討は Revised statutes of REVISED STATUTES OF THE UNITED STATES, PASSED AT THE 1ST SESSION OF THE 43RD CONGRESS, 1873-74 (2nd ed., WASHINGTON, GPO, 1878) の Reprint 版である。

(23) 本制定法集の「市民権」は市民的権利に關する編として、第二四編「市民的権利 (civil rights)」第二五編「市民権 (citizenship)」第二六編「選挙権 (elective franchise)」第二七編「解放民 (freedmen)」第二九編「移民 (immigration)」第三〇編「帰化 (naturalization)」を占めることである。しかしながら、索引は citizen, citizenship, civil rights の文言の使用されている条文を検索する、前述の編以外の編においてもこれらの文言が使われていることがわかる。そのような編としては、第二三編「司法 (judiciary)」第一八編「外交官及び領事官 (diplomatic and consular officers)」第二三編「領域 (territories)」第三三編「公有地 (public land)」第四七編「対外關係 (foreign relations)」第四八編「通商及び航行の規制 (regulation of commerce and navigation)」第五三編「商船隊員 (merchant seamen)」第五七編「年金 (pensions)」第六九編「反逆行為 (insurrection)」第七〇編「犯罪 (crime)」がある。本稿においては、第二四、二五、二六、二九、三〇各編に収録されている条文を検討することにする。

(24) このでの検討においては本章第二節、第三節で検討した法律において規定された条文も、検討対象とされた各編に採録されている

る限りにおいて、再記することとする。なお、第2節で検討した市民的権利法で規定されている条文のすべてが、必ずしも、ここで検討の対象とする各編に収録されたわけではない。これらの法律で規定されている条文の本制定法集への採録関係について、Charles Fairman, RECONSTRUCTION AND REUNION 1864-88 PART TWO, pp136-137 (Macmillan Co. 1987).

(144) 本編のその他の条文の概要は以下の通りである。
 第一九九五条は、Oregon州で出生した者の市民権について定めた。
 第二〇〇一条は、外交保護権行使に関する、大統領の責務について定めている。

(145) ただし一九九三条は、本条に基づいて取得される合衆国市民権について、父親が合衆国に居住したことがない場合には、その子に市民たる権利 (rights of citizenship) が承継されることはない、としている。

(146) 第一九九三条は、本制定法集の注釈によれば、一八〇二年四月一日四日法を採録したものとされており、この時点ですでに合衆国においては血統主義に基づく市民権の取得という方式も存在していたことになる。

(147) 本制定法集の注釈に依れば、本条及び次条は、前出本章第三節第一項で述べた市民権放棄法からの採録とされている。

(148) 第二一五八条はアジア系低賃金単純労働者 (Cooly) に係わる一連の取引に合衆国市民が関与することを禁じる規定で、第二一五九条から第二二六三条までは第二二五八条の実施に関する規定であった。

(149) 本文紹介以外の本編の条文は、連邦軍に従軍した外国人の帰化について (第二一六六条)、二一歳以下の者の帰化について (第二二七条)、帰化手続が済みながら、現実の帰化が発効する前に死亡した外国人の配偶者及びその子供の扱いについて (第二一六八条)、帰化に際しての居住要件について (第二二七〇条)、帰化した者の二一歳以下の子供の市民権取得について (第二二七二条)、コロンビア特別区の警察裁判所は帰化手続を担当しないことについて (第二二七三条)、外国人船員の帰化について (第二二七四条)、定めていた。

(150) 第二一六五条は、ここで紹介した部分の後で、一七九五年一月八日から一八二二年六月一日までに合衆国に居住していた外国人の帰化に関する特例を定めている。

(151) 本文紹介以外の本編の条文の定めるところは以下の通りである。
 第一九八〇条は、①公務遂行の妨害、②裁判遂行の妨害、③法の下の平等な保護、平等な特権及び免除、の享有、大統領等の選挙人を選出する選挙における投票の妨害、を謀議し、それを遂行した者が、それにより損害を被った者から、損害賠償請求の対象とされることを定めていた。

第一九八一一条は、第一九八〇条規定の謀議が行われていることを知っており、その謀議の内容が実行に移された際に、それを阻止することが可能であったにもかかわらず、それをしなかった者は、その実行された行為により損害を被った者に対して、賠償の責任がある旨を定めた。
 第一九八二条から第一九九〇条までは、本編に關係する刑事裁判

における諸手続及び本編採録法条の執行手続について定めていた。
 (152) 本制定法集の注釈によれば、第一九七七条は、一八七〇年執行法、及び一八七五年市民的権利法から採録された、とされ、第一九七八条は、一八六六年市民的権利法 (14 Stat. 27) から採録された、とされている。第一九七七条は、人一般に關して定めており、第一九七八条は合衆国市民について定めていることから、本制定法集作成者は、一八六六年市民的権利法は合衆国市民に適用されるものであり、一八七〇年執行法が、一八六六年市民的権利法の一部を外国人に対して適用するように拡大したと解釈していた、と理解され得る。

(153) 本編のその他の条文は、選挙に係わる連邦及び連邦官憲の権限、選挙人資格を取得する手続における官憲による合衆国市民間での差別の禁止、それが遵守されなかった場合の刑罰、本編採録法条に關する裁判手続等について定めていた。

(154) Slaughter-House Cases, 83 U. S. (16 Wall.) 36 (1872).

(155) 本件の事実の概要並びに判旨全体の概要については、浅見公子『The Slaughter-House Cases』藤倉皓一郎他『英米法判例百選』七二頁(有斐閣、第三版、一九九六)参照。

(156) 83 U. S. 36, 71.

(157) Id., at 72.

(158) 60 U. S. (19 How.) 393 (1856).

(159) 83 U. S. 36, 73.

(160) Id.

(161) Id., at 74.

(162) Id., at 74. 法廷意見は、第一文で連邦市民権と州市民権が区別

されたことを前提とした上で、第二文の文言に着目し、もしここで州政府と当該州の州市民の關係を規律することが意図されていたとするならば、第二文においても連邦市民権についてのみならず、州市民権についての言及がなされたはずであると指摘している。Id.

(163) 法廷意見は、修正第一四条の「特権または免除」の文言の解釈に当たり、一七八一年の連合規約 (Article of Confederation) と連邦憲法第四条第二節を参照し、このうちの後者の条文の保障する特権及び免除は、州市民権に付随するものとして (83 U. S. 36, 76)。その際に、本来の条文における「all Privileges and Immunities of Citizens in the several States」が「all Privileges and Immunities of Citizens in the several States」に代わることがあるが、法廷意見は「all the privileges and immunities of citizens of the several States」に代わることがあるとされた (Id., at 75) (なお、この点に關しては、Bradley 裁判官が反対意見の中で指摘している。Id., at 117)。この点に關連して、この条文は、南北戦争以後においては、単に各州においてある州の州民と他州の州民間の差別を禁じるものと解されているが、それ以前においては、何らかの基本的権利が保障されるとする解釈も存在した、ということが指摘されている。これに關して指摘する文献として、Richard L. Aynes, *Constructing the Law of Freedom: Justice Miller, The Fourteenth Amendment, and the Slaughter-House Cases*, 70 Chi-Kent L. Rev. 627, 636 (n. 55) (1994); Laurence Tribe, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW*, 1306 (Foundation Pr. 3rd ed. 2000)。また、南北戦争前のこの条文の解釈状況については、James H. Ketchner, *THE DE-*

VELOPMENT OF AMERICAN CITIZENSHIP 1608-1870, 258 (Univ. North Carolina Pr. 1978); David S. Bogen, *The Transformation of the Fourteenth amendment: Reflection from the Admission of Maryland's First Black Lawyers*, 44 Maryland L. Rev. 939, 950 (1985).

(164) cf. U. S. Const. Art. I, § 10.

(165) 法廷意見は「連邦憲法第四条第二節に係わる判例として Corfield v. Corwell 判決 (4 Wash. C. C. 371 (U. S. C. C., Pa., 1823))、Paul v. Virginia 判決 (75 U. S. (8 Wall.) 168 (1868))、Ward v. The State of Maryland 判決 (79 U. S. (12 Wall) 418 (1870)) を引用している。

このうち Paul v. Virginia 判決では、Virginia 州以外で設立された会社は、一定額の州債を州政府に預託することなしには、当該州で業務を行うためのライセンスが与えられないとする法律が連邦憲法第四条第二節に反するか、が問題とされた。

法廷意見は、本条にいう市民には会社は含まれない、としたあとで、この条文に関して

・本条の目的は、各州の市民がそれぞれの州において、各州の市民であることから生ずる便益に関する限りにおいて、他州の市民と同様であることを確保することにある (75 U. S. 168, 180)。

・それはすなわち、本条文が、他州において外人 (alienage) であることから生ずる不利益を排除すること、他州の住民を差別する立法を禁じること、各州での自由な出入を各州の市民が有すること、各州において他州の市民が、財産と幸福追求の確保と享有に關し、当該州市民と同一の自由を有すること、各州の市民が他州

において等しくそれらの州における平等な法の保護を享有すること、を保障するものである、ことを意味する (Id.)。

・本条でそれぞれの州市民に各州において保障される特権及び免除は、各州で、その州の憲法ないしは法律により、当該州市民であることよって保障される特権及び免除のことである (Id.)。と判示した。

また、Ward v. The State of Maryland 判決では、Maryland 州による州の住民でない者に対する課税が問題とされた。本判決において法廷意見は、本条の保障する特権及び免除について、本条でいう「特権及び免除」は包括的な意義を有するものである (79 U. S. 418, 430 (1870))。

・それらの中には、通商ないしは商業取引を障害なく遂行するために連邦加盟の一州から他州に移動する市民の権利、個人資産を獲得する権利、不動産を取得・保有する権利、各州において訴訟を提起する権利、州により当該州市民より高く課税されない権利、が含まれる (Id.)。と判示した。

Slaughter-House 判決の法廷意見は、これら二つの判決のうち、まず、後者の Ward 判決から、連邦憲法第四条第二節の保障する特権及び免除は包括的なものである、ということを引き出し、次に前者の Paul 判決から、各州において保障されている特権及び免除を、連邦加盟の諸州の市民が等しく享有できるようにすることがこの条文の意義である、とした。Slaughter-House Cases 83 U. S. 36, 76 (1872)。

(166) Id., at 77

(167) Id., at 78.

(168) Id., at 79. 法廷意見は「このまでの特権または免除の例示を Crandall v. Nevada (73 U. S. 35 (1867)) から引いている。

(169) 83 U. S. 36, 79.

(170) Id., at 95.

(171) Id.

(172) 14 Stat. 27 (1866).

(173) 83 U. S. 36, 96.

(174) Id., at 101.

(175) Id., at 112.

(176) Id.

(177) Id., at 116.

(178) Id., at 119.

(179) Id., at 126.

(180) Id.

(181) Id., at 129.

(182) III John Bassett Moore, A DIGEST OF INTERNATIONAL LAW p278 et seq. (1906). 同書では、次の事例が引かれている。

① 一八六〇年まで帰化しなかった父親の子として一八五二年に Philadelphia で出生した子の市民権に関する事例。同事例で國務長官は、「管轄権の下にある」の文言をコモンローの原則を確認したものと解し、同文言は治外法権を享受する外交官等を排除するもの、としている。

② 米国でサクセン国臣民の子として出生した子がサクセン国に父親と共に行き、父親がその後米国に帰化したあとで、その子が

ベルリンで旅券の発給を申請した事例。この事例で大使館は、申請者が一時的な米国での滞在においてサクセン国の臣民の子として出生し、両親の帰化の時及びそれ以後も合衆国に居住していないことから、この申請を拒否した。これに対して、國務長官は、この大使館の判断を承認している。

③ スイス出身の未亡人の New York で出生したと推定される子が、スイスのベルリンで旅券の発給を申請した事例。本件申請者の母親である未亡人の以前の配偶者が米国市民であるかどうかは不明であったが、申請者の出生の四年後、同未亡人は米国市民として旅券の発給を受けて、スイスに継続的に居住し、申請者本人も申請時までスイスに居住していた。國務省は、成人し米国とスイスのいずれかの国籍を選択するまで、申請者はスイスに居住する米国市民と見なされ、米国の保護の下におかれ、旅券の発給も受けるものとする、とした。

④ 一八六七年に米国に入国したドイツ臣民とスイス人女性との間の一八六八年の婚姻後に、一八六九年に米国で出生した子が、一八七〇年に、米国に帰化せず、また、米国市民になる意思も示さなかった父親であるドイツ臣民とともにドイツに行った事例。この事例について國務省は、この子は、米国で出生しているが、修正第一四条等に照らして、米国市民とはされない、と判断した。

(183) 112 U. S. 94 (1884).

(184) Id., at 99.

(185) Id., at 100.

(186) Id., at 102.

- (187) Id.
- (188) 14 Stat. 27; Rev. Stat. 1992.
- (189) 112 U. S. 94, 103.
- (190) 判決原文におけるが、前後関係からして、本文記載の条文の「to」を意味していると想われる。Id., at 112.
- (191) Id.
- (192) Id.
- (193) Id., at 114.
- (194) Id., at 117.
- (195) 169 U. S. 649 (1898).
- (196) Id., at 678, 682.
- (197) Id., at 657.
- (198) Id., at 658.
- (199) Id., at 667.
- (200) Id., at 668.
- (201) Id., at 676.
- (202) Id., at 687.
- (203) Id., at 694.
- (204) Id., at 697.
- (205) Id., at 699.
- (206) 裁判所は、ここでいう帰化に、外国人が市民権を取得する手続のみならず、領土の併合、外国で出生した合衆国市民の子に対する市民権の付与、も含めて解している。Id., at 703.
- (207) Id., at 702.

- ・公務に関し、合衆国市民のみ雇用を認め、また採用に関して当該州市民を優遇する法律
- ・共労者の過失により生じた傷害について鉄道会社の責任を認め、寄与過失の抗弁を否定した法律
- ・州間での電報配達における過失損害に免責条件を付けることを禁止する法律
- ・他州の住民に対する、他州の土地抵当により担保される債券の保有に對しての課税をする法律
- ・死刑の方法を規定する法律
- ・選挙人登録について当該州の住民となり、市民となることを宣誓することを求める法律
- ・夫の死亡の際に、当該州市民でなかった妻の土地に対する相続を制限する法律
- ・コモン・ローによる裁判において陪審による裁判を受ける権利を制限する法律
- ・州政府の許可なしに武器を所持してパレードをすることを禁止する法律
- ・その団体の会則と構成員名簿が無届けであることを知りながら、宣誓に基づいて形成された団体に加盟し、構成員となることを処罰する法律
- ・刑事裁判において州の上訴を認める法律
- ・入頭税 (poll tax) の納付を投票の前提条件とする法律
- ・他州にある預金に対して課税する法律
- ・政党の新設並びに立候補者の指名の申請に条件を付加する法律
- ・相互主義に基づき、州内ないしは州外にいる証人の刑事裁判における

合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利 (松澤)

- (208) Id., at 703.
- (209) Id., at 720.
- (210) Id., at 721.
- (211) Id.
- (212) 211 U. S. 78, 96 (1908).
- (213) Charles Wallace Collins の統計によれば、一八七二年から一九一〇年までに六〇四件の事件において修正第一四条に基づく主張がなされ、それらのうち、四〇件において特権または免除に基づく主張がなされた。Charles Wallace Collins, THE FOURTEENTH AMENDMENT AND THE STATES, 183 (Appendix C) (Da Capo Pr. 1974) (1912).
- また Colgate v. Harvey (296 U. S. 404 (1935)) 事件における Stone 裁判官の反対意見によれば、同事件までに少なくとも四四件の事件において、特権または免除の侵害が主張され、それらのいずれもが認められなかった。とされている。
- (214) 本文であげたものの他に合衆国市民権に付随する特権または免除と主張され、否定された例に關しつて cf. Lester S. Jayson et al., THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES OF AMERICA ANALYSIS AND INTERPRETATION, 1309 (GPO 1973). このなかでは、一八七三年から一九七一年までの事例が引かれており、
- ・炭坑での労働時間を規制する法律
- ・州外での労働のための雇用に對して課税する法律
- ・免許を取得した炭坑管理者の雇用のみを認め、また炭坑保有者に労働者のための安全区域を設置することを求めた法律

- る出廷を確保する法律
- ・地方公共団体におけるレファレンダムで多数を獲得することなしには、州の政府によって低家賃の公給住宅は建設できないと解釈される州憲法の規定
- が、合衆国市民の特権または免除を侵害すると主張され、否定されたとされている。
- また、上述の記述と若干重なるが、連邦憲法の最初の八修正条項との関係では、
- ・修正第二条で保障される武器を保有する権利
- ・修正第五条で保障される大陪審によらなければ、死刑ないしは破廉恥罪の責を負わない権利
- ・修正第五条で保障される自己に不利益な供述を強制されない権利
- ・修正第六条で保障される証人との対審を求める権利
- ・修正第六条で保障される刑事事件において陪審による裁判を受ける権利
- ・修正第七条によって保障されるコモン・ローによる裁判において陪審による審理を受ける権利
- が、合衆国市民の特権または免除として主張され、否定されたこととされている。Pendleton Howard, *The Privileges and Immunities of the Federal Citizenship and Colgate v. Harvey*, 87 Univ. Penn. L. Rev. 262, 270 (1939).
- また、この点に關しつて cf. Colgate v. Harvey 296 U. S. 404 (footnote 2 of the dissenting opinion of Justice Stone) (1935); Hargue v. C. I. O. 307 U. S. 496 (footnote 1 of dissenting opinion of Justice Stone) (1939).

- (215) 83 U. S. (16 Wall.) 130 (1872). なお、同様の事例として cf. *ex. In re Lockwood* 154 U. S. 116 (1894).
 - (216) *Id.*, at 139. ただし最高裁は、連邦裁判所における活動のための法曹としての登録に関する事項は、連邦の権限であるとしている。
 - (217) 85 U. S. (18 Wall.) 129 (1873). なお、同様の事例として cf. *ex. Crowley v. Christensen*, 137 U. S. 86 (1890).
 - (218) *Id.*, at 132.
 - (219) *Id.*
 - (220) *Id.*
 - (221) *Id.*
 - (222) 本件には、Bradley 裁判官と Field 裁判官の同意意見がつけられた。
- Bradley 裁判官は、修正第一四条の「いかなる州も合衆国市民の特権または免除を侵害する法律を制定ないしは施行してはならない。」という文言により、「幸福追求の権利を含む」生命、自由、財産に対する権利が神聖なものであり、それらが市民に、連邦ないしは州の抑圧的立法に対して、保障されることが国家の基本法とされた、と指摘した (*Id.*, at 135)。
- Field 裁判官は、*Slaughter-House* 事件の反対意見の補足として、以下の点を指摘した (*Id.*, at 137)。
- ・同事件の反対意見は、修正第一四条が州の管轄権限を縮減したとされているのではなく、州が、連邦憲法が保障しようとしている市民の正当な権利を規制することは許されないとした。
 - ・修正第一四条は、すべての合衆国市民に共通の権利の保護のため

- (223) 88 U. S. (21 Wall.) 162 (1874).
- (224) *Id.*, at 165, 167, 170.
- (225) *Id.*, at 171.
- (226) *Id.*, at 174.
- (227) *Id.*, at 175.
- (228) U. S. Const. Art. IV, § 4.
- (229) 88 U. S. 162, 176.
- (230) この他に、最高裁は、有権者資格の決定は、連邦議会による立法があるまでは、州の管轄権の下にある、ということを確認して *see* *Id.*, at 170, 178.
- (231) 176 U. S. 531 (1900).
- (232) *Id.*, at 594.
- (233) *Id.*, at 595.
- (234) *Id.*, at 597.
- (235) 本件には Harlan 裁判官の、連邦憲法の最初の八修正条項の保障する特権・免除は合衆国市民の享有するものであり (*Id.*, at 608)、連邦憲法修正第六条の保障する刑事事件において大陪審による裁判を受ける権利は、修正第一四条を通じて州に対しても保障される (*Id.*, at 612) とする反対意見がある。

- (236) 211 U. S. 78 (1908).
- (237) *Id.*, at 96.
- (238) *Id.*, at 97.
- (239) *Id.*
- (240) *cf.* *Crandall v. Nevada*, 73 U. S. 35 (1867).
- (241) *cf.* *States v. Cruikshank*, 92 U. S. 542 (1875).
- (242) *cf.* *Ex parte Yarbrough*, 110 U. S. 651 (1884); *Wiley v. Sinkler*, 179 U. S. 58 (1900).
- (243) *cf.* *United States v. Waddell*, 112 U. S. 76 (1884).
- (244) *cf.* *Logan v. United States* 144 U. S. 263 (1892).
- (245) *cf.* *In re Quarles*, 158 U. S. 532 (1895).
- (246) 211 U. S. 78, 97.
- (247) *Id.*, at 99.
- (248) *Id.*, at 122. (11) *Id.* Harlan 裁判官は、'privileges and immunities mentioned in the original Amendments' とする文言を使用している。前後関係からして、この文言は、連邦憲法の最初の八修正条項で保障される権利のことと思われる。
- (249) *Id.*
- (250) *Id.*, at 123.
- (251) Harlan 裁判官は、これに続いて、さらに、修正第一四条により、言論の自由 (修正第一条)、残虐で異常な刑罰からの免除 (修正第八条)、二重の危険の禁止 (修正第五条)、不合理な逮捕・捜索・押収の禁止 (修正第四条) など、合衆国市民の免除として、州による侵害が禁じられるものである、としている。 *Id.*, at 124.
- (252) なお、ここであげる判例以外に、一九四八年に最高裁は、外国

- 人の子である合衆国市民の土地所有権の有無が問題とされた *Oyama v. California* 判決 (332 U. S. 633) で、土地を保有する権利を合衆国市民の権利と見なす。 *Id.*, at 646.
 - (253) 73 U. S. 35 (1867). 本件は *Slaughter-House* 判決で、法廷意見が合衆国市民の特権または免除を例示した際に、引用されている。 *Slaughter-House Cases* 83 U. S. 36, 79 (1872).
 - (254) 73 U. S. 35, 43.
 - (255) 16 Stat. 140, 141 (1870), re-enacted in, R. S. 5508. 本条は、「二人もしくはそれ以上の者が、合衆国憲法あるいは連邦法によって保障された権利あるいは特権を市民が自由に行使ないしは享有するのを妨げるために、もしくはそれらを行使ないしは享有したことを理由として、危害を加える、強制する、脅迫する、あるいは恫喝することを意図して、謀議あるいは団結 (band) し、または変装して公道もしくは他人の土地に立ち入った場合」の処罰について定めている。 *Revised Statutes* の条文においては、その趣旨はほぼ同様であるが、「団結する」の語が削除されるなど、若干用語が変更されている。
- なお、最高裁判例によれば、本条にいう「市民」とは、「一八七〇年執行法の名称が、"An Act to enforce the Rights of Citizens of the United States to Vote in the several States of this Union, and for other Purposes" である」からわかるように、合衆国ないしは州の市民として権利あるいは特権を有する者のことを意味する、とされた。 *Baldwin v. Franks* 120 U. S. 678, 690 (1887). この事件では、合法的に米國に居住している中国人を暴力を持って排除することを謀議したことで起訴された者に対して

の人身保護令状の発給が問題とされ、最高裁は、先述のように、「市民」の文言を厳格に解し、本条の市民に中国人は当たらないとした。

ただしこれに対しては、*Harlan* 裁判官の本条の適用に際しては、被害者が「市民」であるかどうかは問題ではない、とする反対意見があった。*Id.*, at 698.

(256) 92 U. S. 542 (1875).
(257) *U. S. v. Cruikshank* 判決が、連邦議会に対して請願するためには平穩のうち集会する権利を認めたとことを確認した判例として *Hague v. C. I. O.* 307 U. S. 496, 512 (1939).

(258) 92 U. S. 542, 549.

(259) *Id.*, at 550.

(260) *Id.*, at 551.

(261) *Id.*

(262) *Id.*, 552.

(263) 110 U. S. 651 (1884).

(264) *R. S.* 5508, *R. S.* 5520. 前者の条文はすでにみたとおりである。後者の規定は、法により投票権が与えられている者に対してその行使を暴力等によって妨げた者を処罰する規定であった。

(265) 110 U. S. 651, 664.

(266) *Id.*, at 665.

(267) 上記で法廷意見は *United States v. Reese* 判決 (92 U. S. 214 (1875)) を引用している。この判決では、アフリカ系合衆国市民の投票を拒んだ選挙管理者の処罰に関する、一八七〇年執行法第三條及び第四條 (16 Stat. 140 (1870)) が問題とされた。最高裁

は、これらの条文が立法としては不適切であるとした (92 U. S. 214, 222)。その判断の過程で、法廷意見は、修正第一五條について、同条は、いかなる者にも投票権を与えたものではなく、州あるいは連邦は、投票権に関し、人種、皮膚の色、あるいは従前奴隸であったことに基づいて、ある合衆国市民をその他の合衆国市民に対して優遇してはならない、としたものである (*Id.*, at 217) *Johnson*。

(268) 110 U. S. 651, 665. 本判決のこの解釈は後に、*U. S. v. Classic*

判決 (313 U. S. 299 (1941)) で (連邦議会下院議員を) 選出す

る権利は、憲法による制限があるなどするにしても、連邦憲法により設定され、保障される権利であり、当該権利の行使を認められるそれぞれの州の市民と住民に保障されるものである、とされた。

(269) 112 U. S. 76 (1884).

(270) *R. S.* 2289.

(271) *cf. R. S.* 5508.

(272) 112 U. S. 76, 79.

(273) 144 U. S. 263 (1892). 本件でも、*R. S.* 5508の適用が問題とされた。

(274) *Id.*, at 282.

(275) *Id.*, at 294.

(276) *Id.*, at 295.

(277) 158 U. S. 532 (1895). 本件でも *R. S.* 5508の適用が問題とされた。

(278) 178 U. S. 458 (1900). 本件でも *R. S.* 5508の適用が問題とされ

た。

(279) *Id.*, at 462.

(280) *Id.*, at 463.

(281) 141 U. S. 47 (1891).

(282) *Id.*, at 57.

(283) 83 U. S. 36, 73.

(284) 169 U. S. 649, 693.

(285) 60 U. S. (19 How.) 393 (1856).

(286) *Id.*, at 404.

(287) *cf. U. S. v. Wong Kim Ark* 169 U. S. 649, 667.

(288) *Dred Scott* 判決が示されたように (60 U. S. 393, 404 (1856))、修正第一四條制定以前に、インディアンは、個別の条約あるいは連邦議会の立法によることなしに、合衆国市民とされることはなかつた。そして、*Elk v. Wilkins* 判決でも示されたように、修正第一四條制定後も変わることはなかつた。

一八七一年三月三日に成立した法律 (16 Stat. 566, *R. S.* 2079) により、インディアンを独立した国家と見なすことをやめた連邦政府は、インディアンの同化政策を進展させ、その一環として、一八七七年にインディアン一般植民法 (*Indian General Allotment (Dawes) Act of 1887*, 24 Stat. 388. 本法の正式名称は *An act to provide for the allotment of lands in severalty to Indians on the various reservations, and to extend the protection of the laws of the United States and the Territories over the Indians, and for other purposes* (である)) を制定した。本法はインディアン保留地の土地共有制を廃止して個人の私有地に代え

共同体組織と固有の文化を解体してインディアンを個々の農民としてアメリカ社会に同化するための法律であった (松村超 他編著『英米史辞典』研究社 (二〇〇〇) の *Dawes General Allotment Act* の項)。本法第六條は、本法なごしはその他の法律あるいは条約により土地の配分を受けた合衆国領域内で出生したインディアンで、インディアン部族から分離してその居所を定め、文明化した (*civilized*) 生活習慣を受容した者は、合衆国市民となり、その権利、特権または免除を享受する、と定めていた。

インディアン一般植民法制定後、一九二四年までに連邦政府はインディアンが合衆国市民となるための各様の方法を提供しており、その結果として同年までに多くのインディアンは既に合衆国市民となっていた。同年連邦政府は、一九二四年インディアン市民権法 (*Indian Citizenship Act of 1924*, 43 Stat. 253. 本法の正式名称は *An Act to authorize the Secretary of the Interior to Issue certificate of Citizenship to Indians* (である)) を制定した。本法は、合衆国領域内で出生したすべての市民でないインディアンは以後合衆国市民とされる、とし、同時に、合衆国市民権が付与されることによってインディアン部族の有する権利は影響を受けるものではない、とするものであった。このことからわかるように、本法はインディアンの同化を意図したものではなく、またこの時点で既に、インディアンが合衆国市民とされるべきか、の問題は中心的な問題とはされなかった。本法以降インディアンは、それぞれの意思とは関係なく、また、インディアン部族に属するかどうかに関わりなく、出生により合衆国市民となる、とされた。

- なすペンナムパンの市民権に関する。cf. Robert P. Porter, *The Demise of the Ongwehweh and the Rise of the Native Americans: Redressing the Genocidal Act of Forcing American Citizenship upon Indigenous Peoples*, 15 *Harr. Blackletter L. J.* 107 (1999); Arnold J. Lien, *The Acquisition of Citizenship by the Native American Indians*, 13 *Washington University Studies* 121 (1925); David H. Getches et al., *CASE AND MATERIALS ON FEDERAL INDIAN LAW*, 163 (4th ed. West Pub. Co. 1998).
- (287) cf. 88 U. S. 162, 171.
- (290) 米国が移民法に於ける人種差別的な政策を撤廃したのは、一八六五年のことである。この点については、米国の移民法政策の変遷を概括した文献として、高佐智美「アメリカにおける移民法政策の変遷」一橋論叢第一一九巻第一号五八頁(一九九八)参照。
- (291) この点については、拙稿「米国における国籍離脱の自由の発展」筑波法政第二五号(一九九八)二〇三頁参照。
- (292) cf. *Ex Parte Yarbrough* 110 U. S. 651, 665. 実質的な意味での黒人の選挙権及び被選挙権の実現が問題とされてくるのは、「二〇世紀中頃以降のことである」。cf. Leonard Levy et al. ed., *Encyclopedia of the American Constitution*, pp.2809-2814 (2nd ed., Macmillan Co., 2000).
- (293) cf. 16 Stat. 140, 144.
- (294) cf. ex. Alexander M. Bickel, *THE MORALITY OF CONSENT*, Chap. 2 (Yale Univ. Pr. 1975).
- (295) Normand G. Benoit, *The Privileges or Immunities Clause of the Fourteenth amendment: can there be life after death?*, 11 *Suffolk Univ. L. Rev.* 61, 91 (1976); Philip B. Kurland, *The Privileges or Immunities Clause: "It's Hour Come Round at Last"?*, 1972 *Wash. Univ. L. Q.* 405, 414 (1972); I Laurence H. Tribe, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW*, §7-4, 5, 6 (3d ed. 2000). Tribe は「修正第一四条の「特権または免除」の文言が権利保障のために用いられていなかった理由として、そのほかの理由とともに、「特権または免除の保障が市民のみ向けられていないことが指摘される」としている。Id., at 1324. ただ「Tribe はこのような指摘に対して「この文言は、州が何者をも否定してはならない権利を合衆国市民の権利として保障しているのであって、特に合衆国市民のみが享受する権利を保護対象としているとはできない」としている。Id. at 1324-1325.
- また「この点に関連して「Slaughter-House 判決法廷意見が例示した合衆国市民の特権または免除のうち、条約により保障される権利、州に居住することにより当該州市民となることができうる権利、公海あるいは外国で外交的保護を享有することができうる権利を除いた他のものは、人一般が享有するとされるものである」と指摘する文献として Bruce R. Trimble, *The Privileges of Citizens of the United States*, 10 *Univ. Kansas City L. Rev.* 77 82 (1942).
- (296) 本文で検討した判例の中であげられたもの他に、「講学上」移民法による規制からの免除、また合衆国市民権を承継する権利 (Stephen H. Legonsky, *IMMIGRATION AND REFUGEE LAW AND POLICY* 1011 (Foundation Pr. 2d ed. 1997))、また

- 今日においては、投票権も、合衆国市民権に付随する権利とされる (David Weissbrodt, *IMMIGRATION LAW AND PROCEDURE* §13-4, 1 (West 4th ed. 1998)).
- (297) *Slaughter-House Cases*, 83 U. S. 36, 80.
- (298) *Slaughter-House 判決法廷意見は*「市民的権利の保障に関しては州がその主要な役割を負担する」とし、州市民として享受する権利の例として、連邦憲法第四条第一節に関する判例であげられた一連の権利を示している。Slaughter-House Cases, 83 U. S. 36, 75. また最高裁は、「州が、市民権の保有ならしめる州における居住により、区別をかけるべきを認める場合がある (Baldwin v. Montana Fish and Game Commission, 436 U. S. 371 (1978)). cf. Mark Starasser, *The Privileges of National Citizenship: On Saenz, Same-Sex Couples, and the Right to Travel*, 52 *Rutgers L. Rev.* 495, 561 (2000))」。
- ただしこの点に関して、特に外国人との比較で考えると、政治過程に係わる場合を除いて、外国人を別異に扱う州の政策は、裁判所による厳格な審査を受けるべきであると (J. E. Nowak, R. D. Rotunda, *CONSTITUTIONAL LAW*, 792 (West 6th ed. 2000))、先述の指摘が必ずしも有意義であるとは限らない。むしろこの点に関しては、Dred Scott 判決法廷意見が、「黒人は市民ではない」という点に基づいて権利享有主体性を認めなかったことが、想起されるべきである。cf. *Dred Scott v. Sandford* 60 U. S. 393, 405.
- (299) 526 U. S. 489 (1999).
- (300) 本判決においては、Rehnquist 裁判官と Thomas 裁判官が反対

- 意見を述べた。
- Rehnquist 裁判官は「移転の権利と州市民となる権利とは別個のものではない」という点を指摘し (Id., at 513)、さらに真正の住居 (bona fide residence) を有する者のみに援助を給付するのに対してこの州の必要性を指摘している (Id., at 516, 520)。
- Thomas 裁判官は「修正第一四条の制定過程を検討し、同条規定の特権または免除が Slaughter-House 判決によって狭く解釈されたことが修正第一四条解釈の混乱を招いていることを指摘した上で (Id., at 527)、この文言を再解釈する前提として、同条の制定者意思の再確認と、平等権の法理及び実体的デュープロセスの法理とこの文言との関係の検討が必要である」と指摘した (Id., at 528)。
- (301) Id., at 498.
- (302) 法廷意見は「この点に関して、本件では根拠条文をあげる必要はない」としている。Id., at 501.
- (303) 法廷意見は「この点に関する根拠条文として合衆国憲法第四条第二節を引用し、この意味での移転の権利は、州市民権に基づいて享有される」としている。Id.
- (304) Id., at 500.
- (305) Id., at 502. この法廷意見は「このことが Slaughter-House 判決においても認められた」としている。Id., at 503.
- (306) Id., at 504.
- (307) Id., at 505. 法廷意見は「本件で問題とされた州法は、California 州における居住期間と従前の居住地域により受給者を分類しているが (Id.)、これらのことは援助の必要性とも、また援助を

- 必要とする者の間での平等な援助の配分とも関係がない。(Id., at 507.)と指摘した。なお、本文かっこ内は筆者。
- (308) Id., at 506. (以下)で法廷意見は Zobel v. Williams 判決 (457 U. S. 55 (1982)) を引用している。同判決では、鉱物資源収入の一部を、それぞれの居住期間に従い、州の居住者に配分する Alaska 州法が問題とされた。最高裁は同法が連邦憲法修正第一四条第一節の平等権の規定に反するとした。

(309) Id., at 510.

(310) 拙稿「合衆国憲法修正第一四条の原意」筑波法政第三〇号九三頁(二〇〇一)参照。

(311) 本章第一節参照。

(312) 同様の指摘をする文献として、James W. Fox Jr., Citizenship, Poverty, and Federalism: 1787-1882, 60 Univ. Pitt. L. Rev. 421, 558 (1999).

(313) 山本章二『国際法(新版)』五〇三頁(有斐閣 一九九四)。

(314) この点に関連して、前提としての「日本人」概念の形成過程を明らかにした文献として、小熊英二『単一民族神話の起源』(新曜社 一九九五)・同『日本人』の境界』(新曜社 一九九八)。

(315) この点について、たとえば外国人について通説においては、マクリーン事件の「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」という理解を参照した上で、「外国人」はどこまで人権保障を享受するのか、という問題のたて方を行っているようにみえる(たとえば、野中・中村・高橋・高見『憲法Ⅰ』二〇八頁以下

(有斐閣 二〇〇一)。しかしながら、実務上の具体的な事件において結論が異なるかはともかくとして、問題のたて方としては、逆にどのような性質の権利が特に日本国民に享受されなくてはならないのか、というアプローチも可能であると思われる。そしてこの点は、国家の正当性が問い直されている今日においては、特に重要な視点だと思われる。